

**平成28年度における環境の状況並びに
豊かな環境の保全及び創造に関して講じ
た施策**

平成 29 年 9 月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
序 章 おおさかの環境の状況	2
第 1 章 計画的な環境政策の推進	14
第 2 章 各分野において講じた施策	
I 府民の参加・行動	18
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	22
II-2 資源循環型社会の構築	28
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	33
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1）	37
～ 良好な大気環境を確保するために ～	
健康で安心して暮らせる社会の構築（2）	42
～ 良好な水環境を確保するために ～	
健康で安心して暮らせる社会の構築（3）	47
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	51
IV 施策推進に当たっての視点	58
V その他（共通的事項）	61
（参考）新環境総合計画の中期的目標と進捗状況	64
第 3 章 平成 28 年度に講じた施策事業の点検・評価シート（毎年度サイクル）	66
<巻末資料>	
環境保全目標	84

はじめに

この報告は、大阪府環境基本条例第9条の規定により、2016年度（平成28年度）における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」（以下「新環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

2016年度の府内の環境の状況については、大気環境では光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）は環境保全目標を達成していませんが、二酸化窒素濃度をはじめ長期的に見て改善傾向にあります。また、河川の汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）については、環境保全目標を達成できていない水域が一部残っていますが、引き続き改善傾向にあります。

本府では昨年度、環境保全目標の達成・維持に向け、PM2.5の現状把握と的確な注意喚起の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策にかかる普及啓発の取組みなどを実施しました。また、おおさかスマートエネルギーセンターの運営や気候変動への適応の基本的方向性の検討などの新たなエネルギー社会の構築に向けた取組み、循環型社会推進計画に基づく3Rの推進や産業廃棄物の適正処理の徹底に向けた取組み等、様々な施策を実施しました。

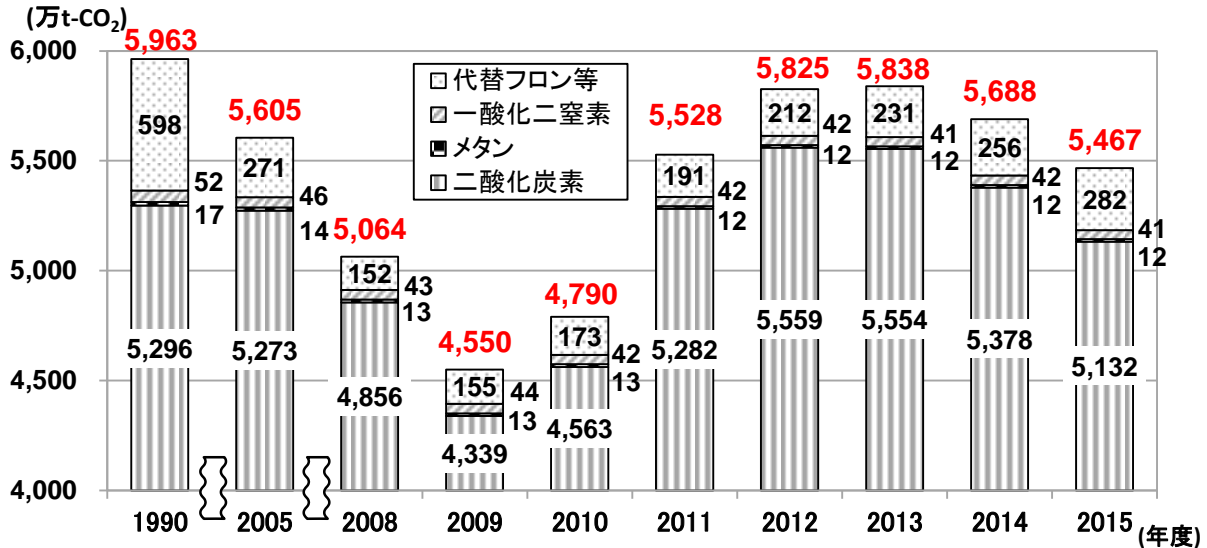
一方で、府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動に取り組みました。

今後とも、新環境総合計画を実効性のあるものとするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、PDCAサイクルによって計画の適切な進行管理を行っていきます。

序章 おおさかの環境の状況

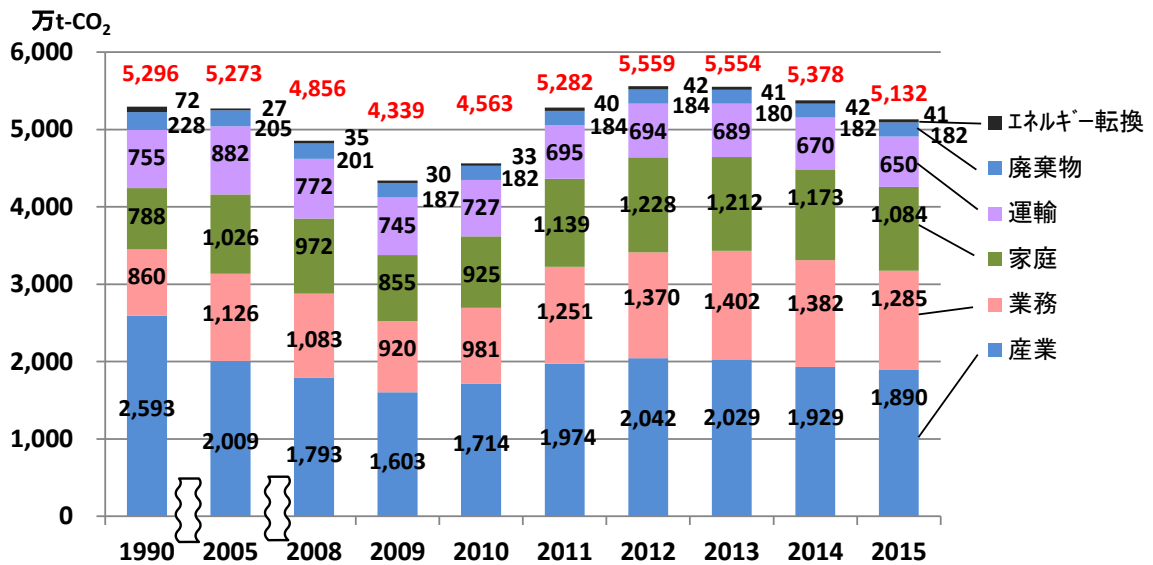
1 低炭素・省エネルギー関係

○ 温室効果ガスの排出量については、2011年の東日本大震災以降の化石燃料消費量の増加などにより、一時的な増加が見られましたが、近年は家庭における省エネ取組みの推進などにより再び減少傾向にあります。2015年度は5,467万トンであり、基準年度（2005年度）の5,605万トンと比べ2.5%減少しています。また、2014年度と比べても3.9%減少しています。



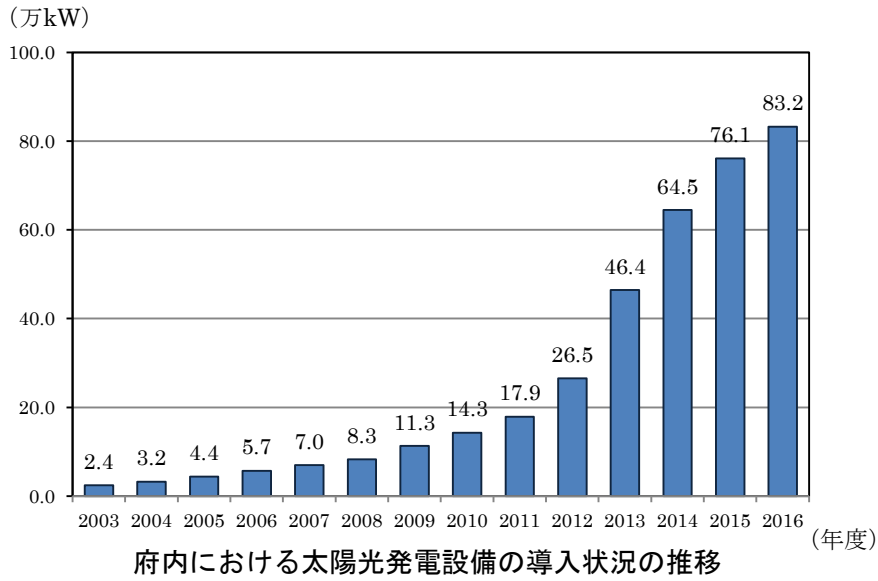
府内における温室効果ガス排出量の推移

○ 二酸化炭素の排出量については、2015年度は5,132万トンであり、基準年度（2005年度）の5,273万トンと比べ、2.7%減少しています。基準年度と比較すると、産業、運輸、廃棄物の各部門は減少していますが、業務、家庭、エネルギー転換の各部門は増加しています。



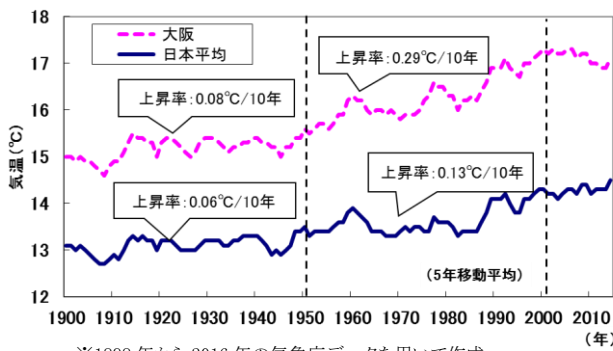
府内における二酸化炭素排出量の推移

○太陽光発電設備の導入状況については、2016年度は83.2万kWであり、2015年度の76.1万kWと比較し、9.3%増加しています。

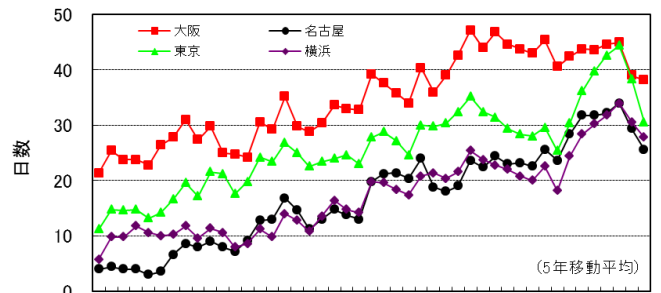


○年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2014年では8日減少しています。真夏日数については、近年70~80日の範囲で推移しています。

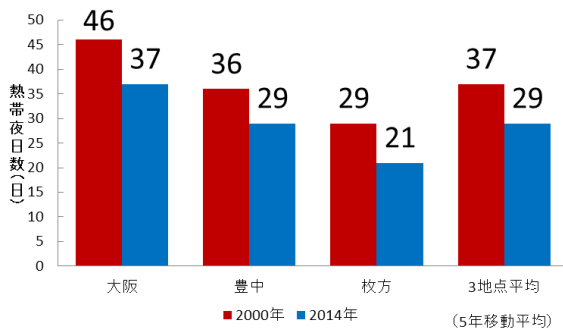
※日本平均（年平均気温）：都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。



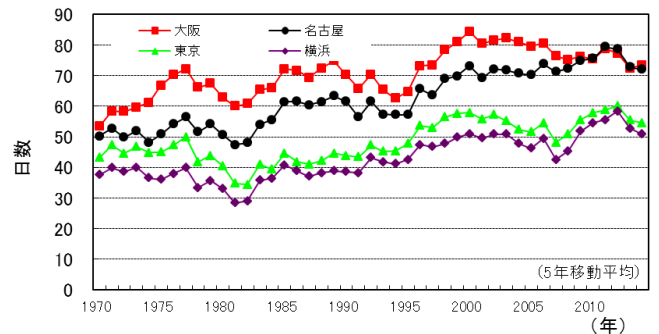
※1898年から2016年の気象庁データを用いて作成



※1968年から2016年の気象庁データを用いて作成
※直近2年は、2014、2015年の冷夏の影響を受けていると考えられる。



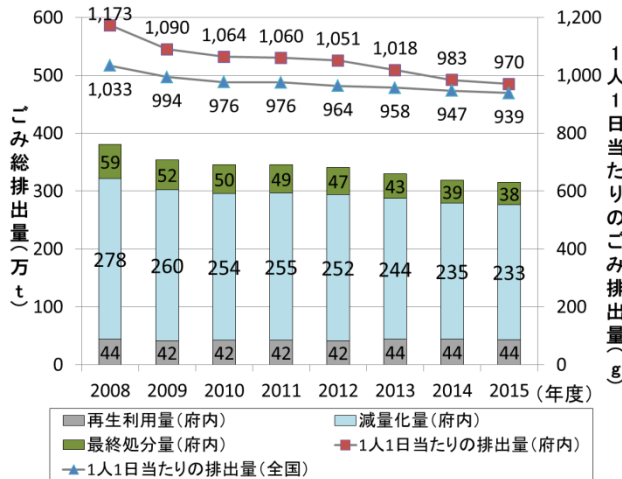
※1998年から2002年、及び2011年から2016年の気象庁データを用いて作成



※1968年から2016年の気象庁データを用いて作成

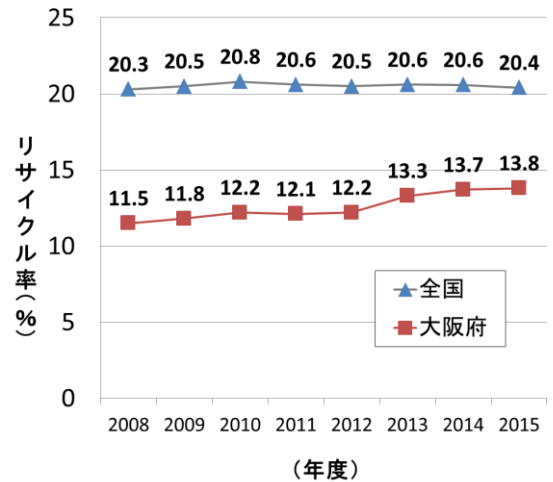
2 循環型社会関係

- 2015年度の1人1日当たりのごみ排出量は970g/人・日となっており、前年度と比べ、1.3%減少しています。
- 2015年度の一般廃棄物のリサイクル率は前年度と比べ0.1ポイント上昇し、13.8%となっています。



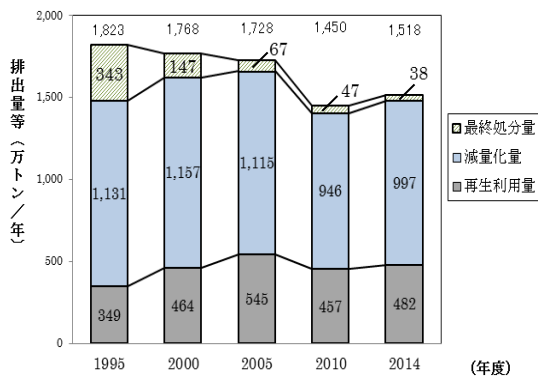
一般廃棄物排出量の推移

※1人1日当たりの排出量は外国人を含む人口を元に算出



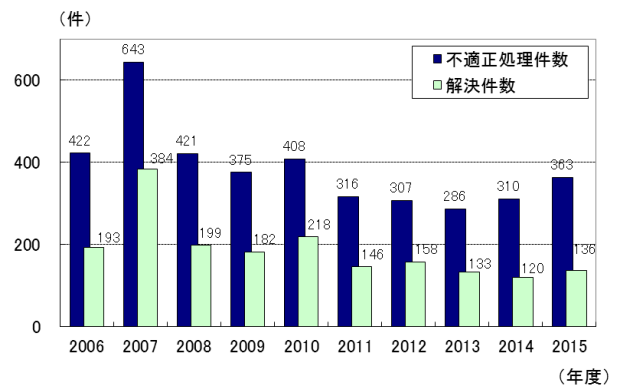
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2014年度の最終処分量は38万トンであり、2010年度と比べ19.3%減少しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は近年横ばいの傾向にあります。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

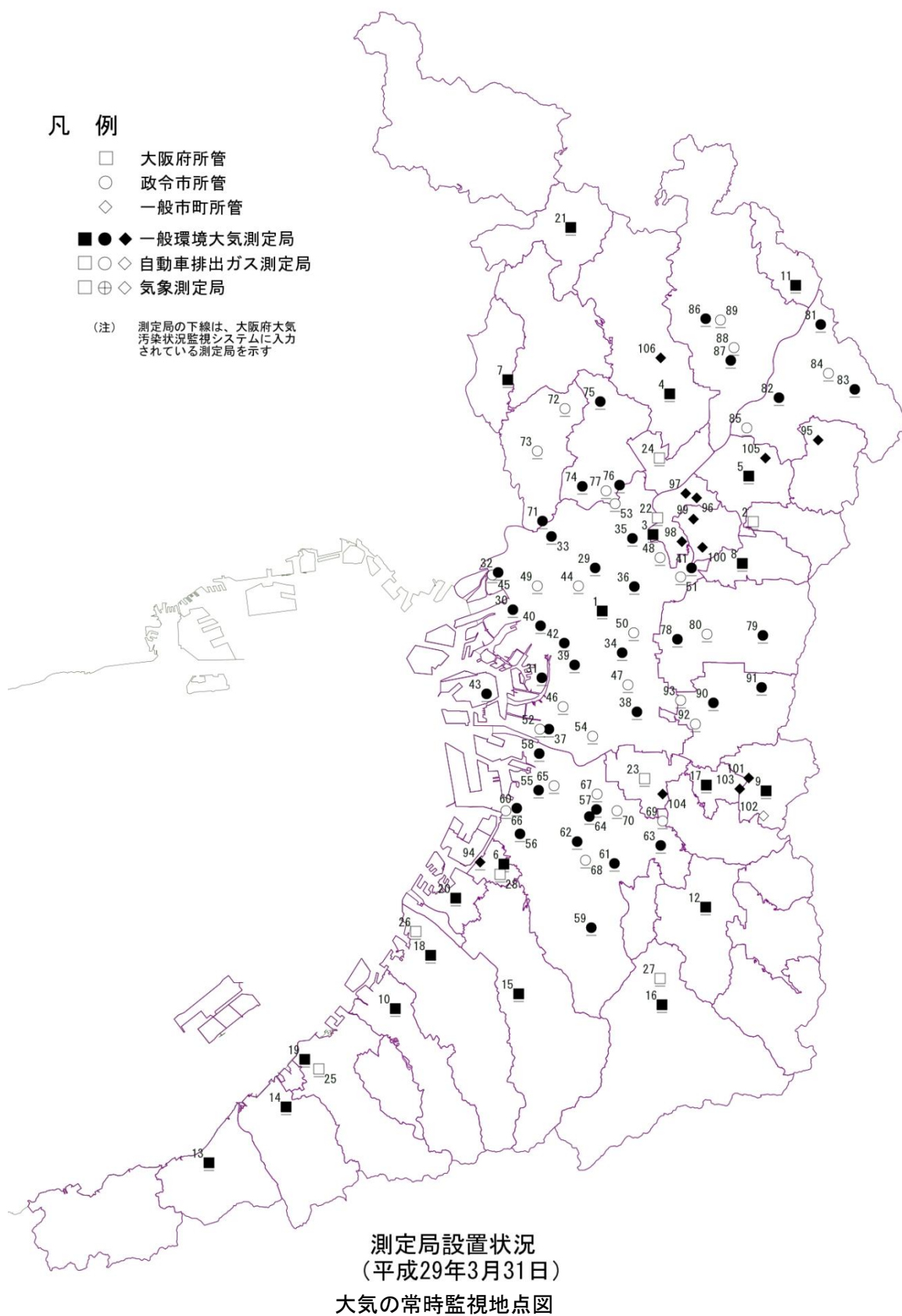
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



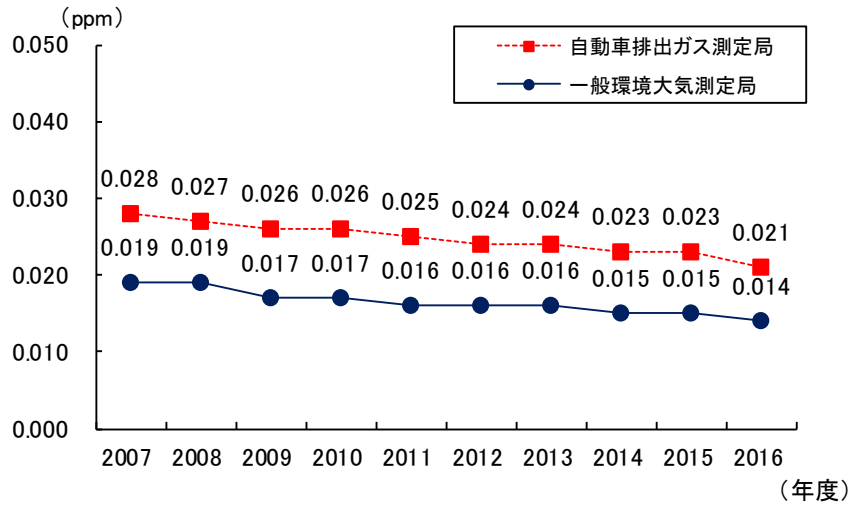
産業廃棄物の不適正処理件数

3 大気環境関係

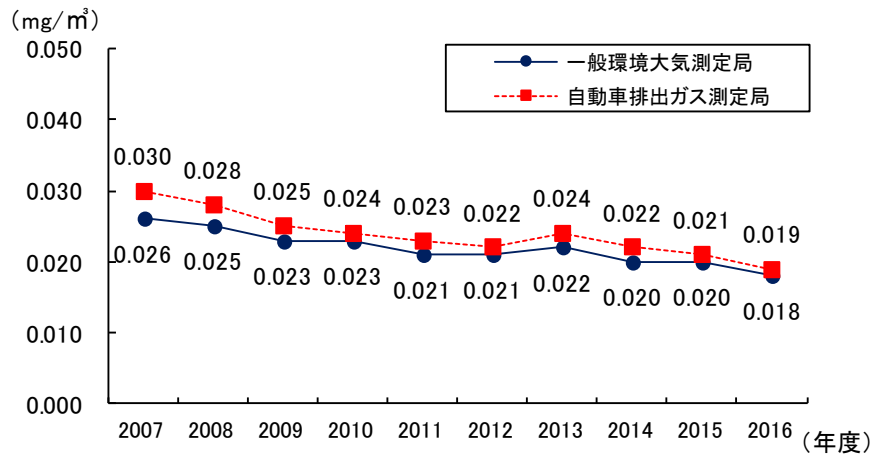
○ 一般環境大気測定局 70局、自動車排出ガス測定局 36局で大気環境調査を行いました。



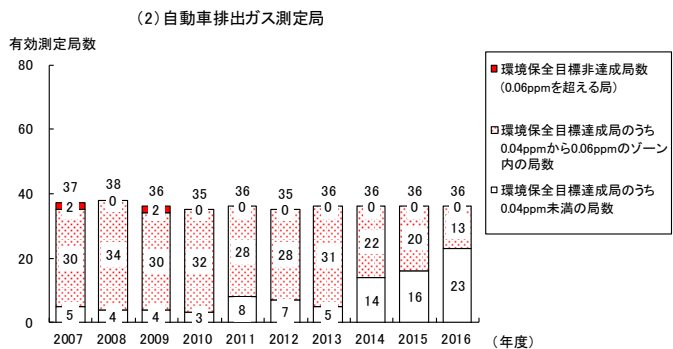
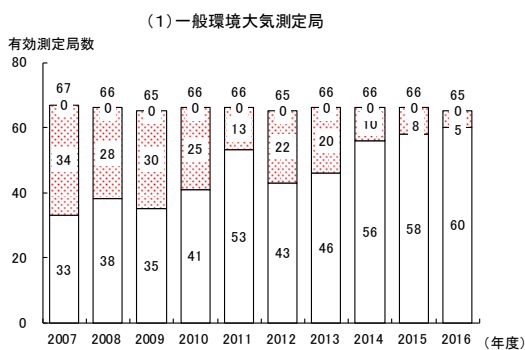
○ 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的には改善傾向で推移しています。2016年度は、二酸化窒素は101局全局で、浮遊粒子状物質は100局全局で、それぞれ環境保全目標を達成しました。



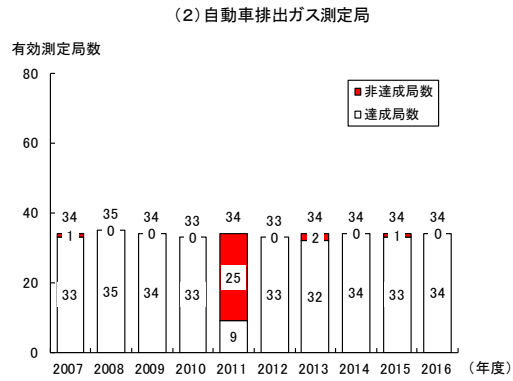
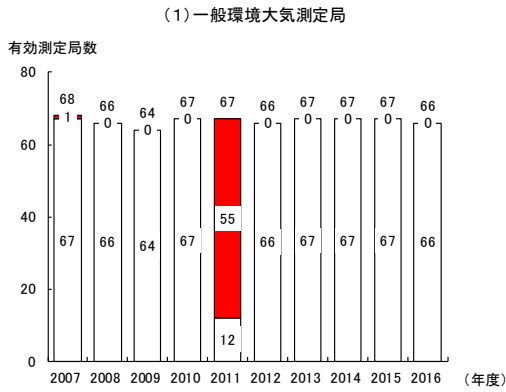
二酸化窒素濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



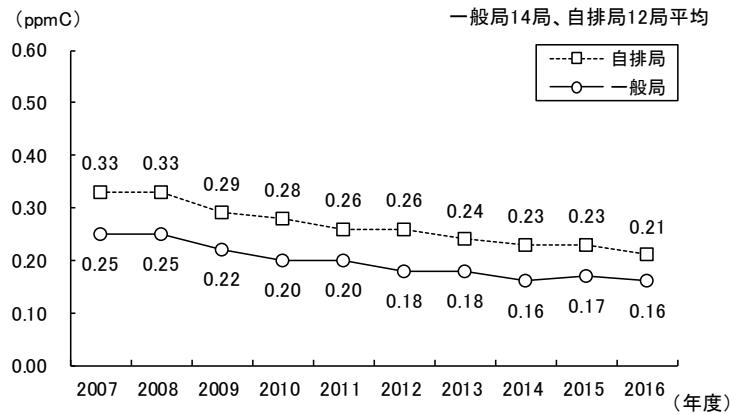
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



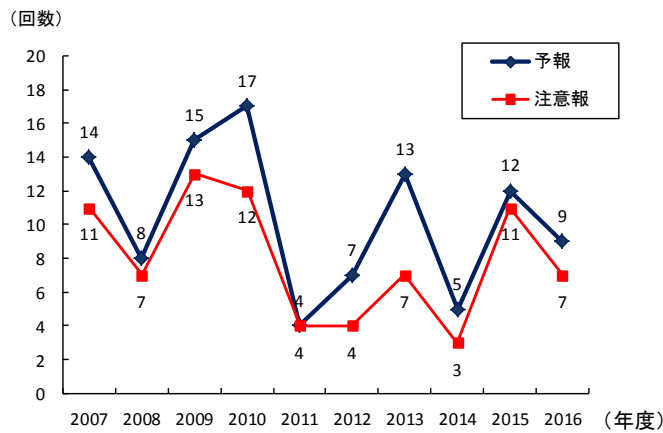
浮遊粒子状物質の環境保全目標達成局数の推移

○ 光化学オキシダントについては、2016年度は、70局全局で環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、改善傾向で推移しています。

光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。



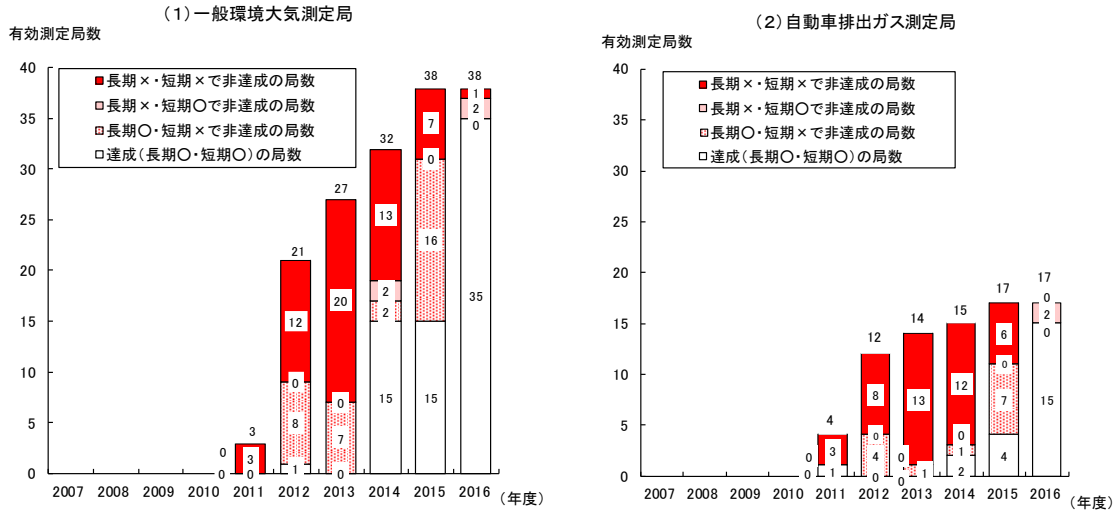
非メタン炭化水素濃度の推移 (午前6時から午前9時の年平均値)



光化学スモッグ発令回数の推移

○ 微小粒子状物質（PM2.5）については、2016年度は55局中50局で環境保全目標を達成しました。

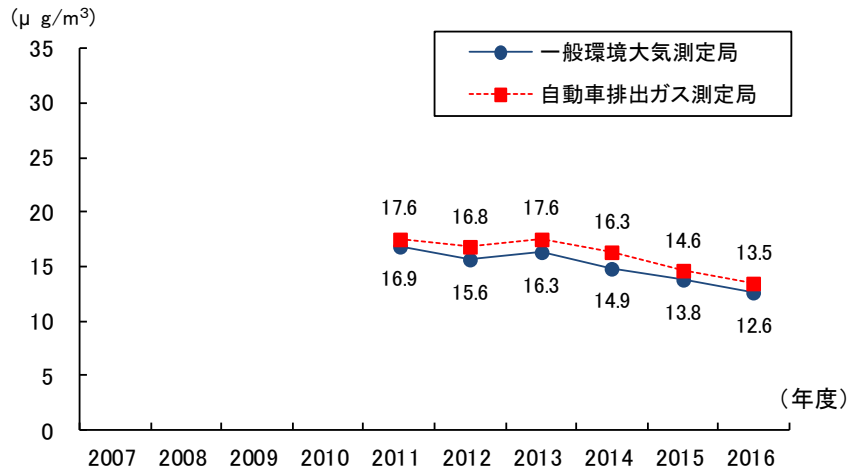
年平均濃度については、本格的に測定を始めた2011年度以降緩やかな改善傾向となっています。



注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。

注2 環境保全目標は長期基準と短期基準ともに達成（長期○・短期○）することが必要。

PM2.5の環境保全目標達成状況



PM2.5濃度（年平均値）の推移

4 水環境関係

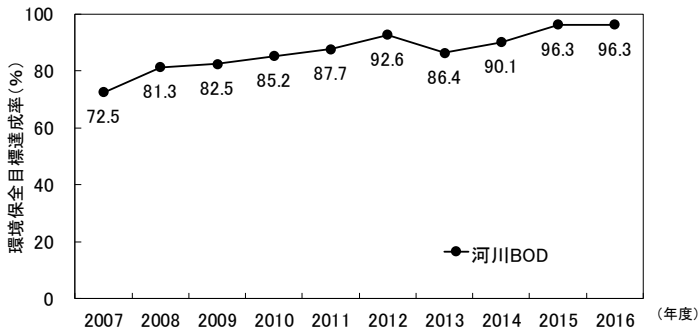
○ 河川については100河川139地点、海域については22地点で水質調査を行いました。



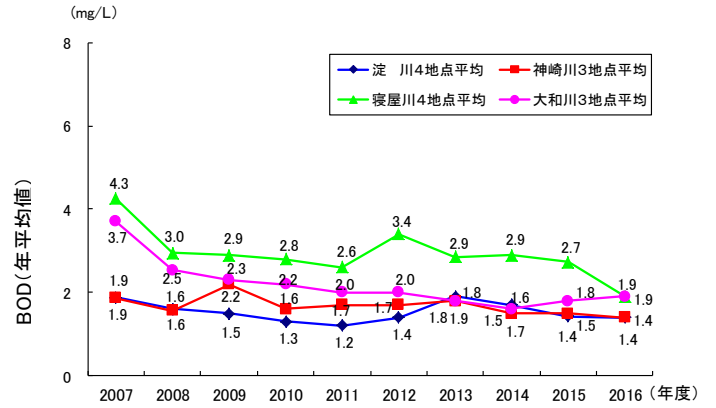
河川及び海域の常時監視地点図

○ 河川の水質は概ね改善傾向にあり、2016 年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標達成率は 96.3%でした。海域の水質については緩やかな改善または横ばいの傾向であり、化学的酸素要求量（COD）の環境保全目標達成率は、2015 年度に 34 年ぶりに 66.7%から 75.0%に向上し、2016 年度も引き続き 75.0%でした。

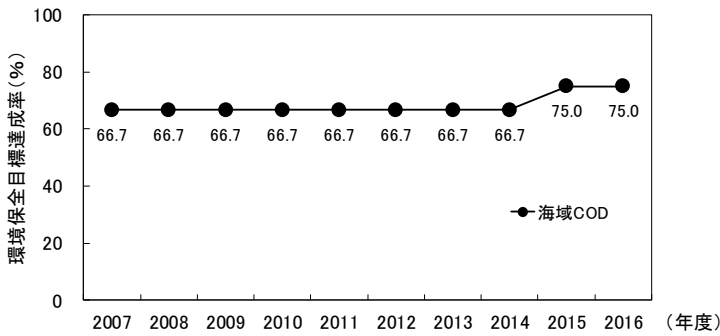
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



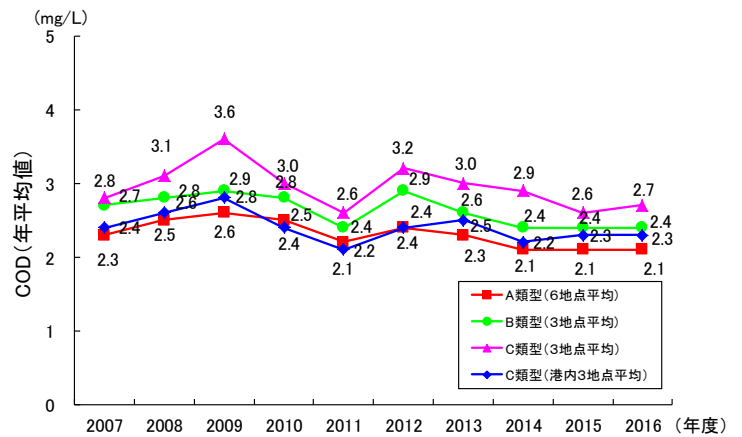
河川の BOD の環境保全目標達成率の推移



府内主要河川の BOD（年平均値）の推移



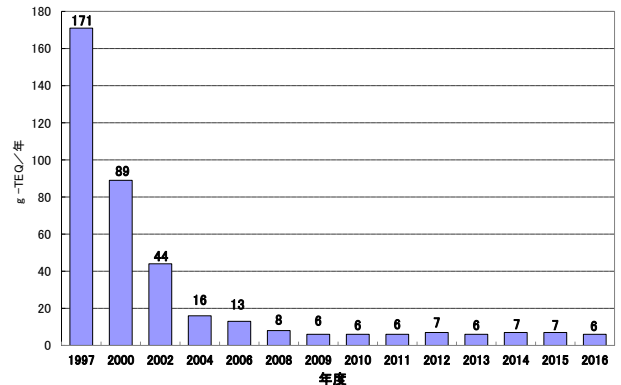
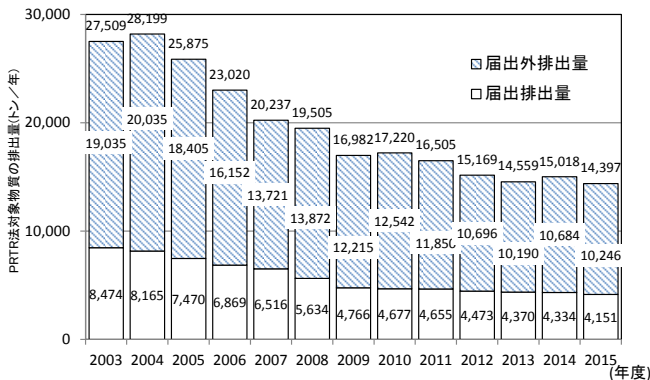
海域の COD の環境保全目標達成率の推移



大阪湾の COD（大阪府測定点・全層年平均値）の推移

5 化学物質関係

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向にあり、ダイオキシン類の排出量は、大きく減少した後、近年は横ばいで推移しています。



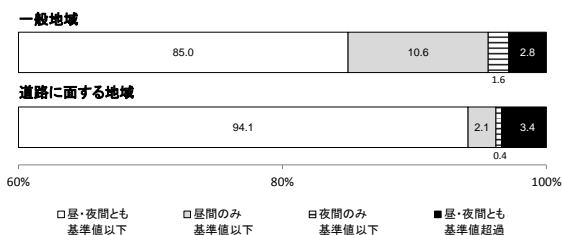
府内における化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 対象物質の排出量の推移

(※2010年度から届出対象物質数が354から462に変更されました)

府内でのダイオキシン類の排出量の推移

6 騒音関係

- 道路に面する地域における環境保全目標の達成率は緩やかな改善傾向にあり、2015年度は昼・夜間ともに目標値以下の住居等の割合は94.1%でした。



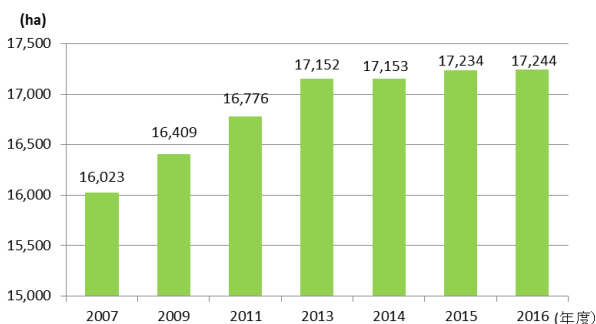
2015年度 騒音に係る環境保全目標達成状況



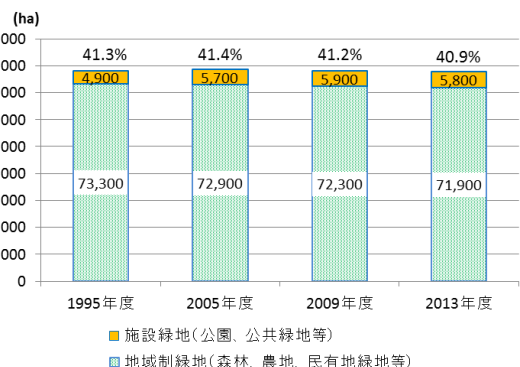
道路に面する地域における環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、17,244haです。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

8 立入検査等実施件数

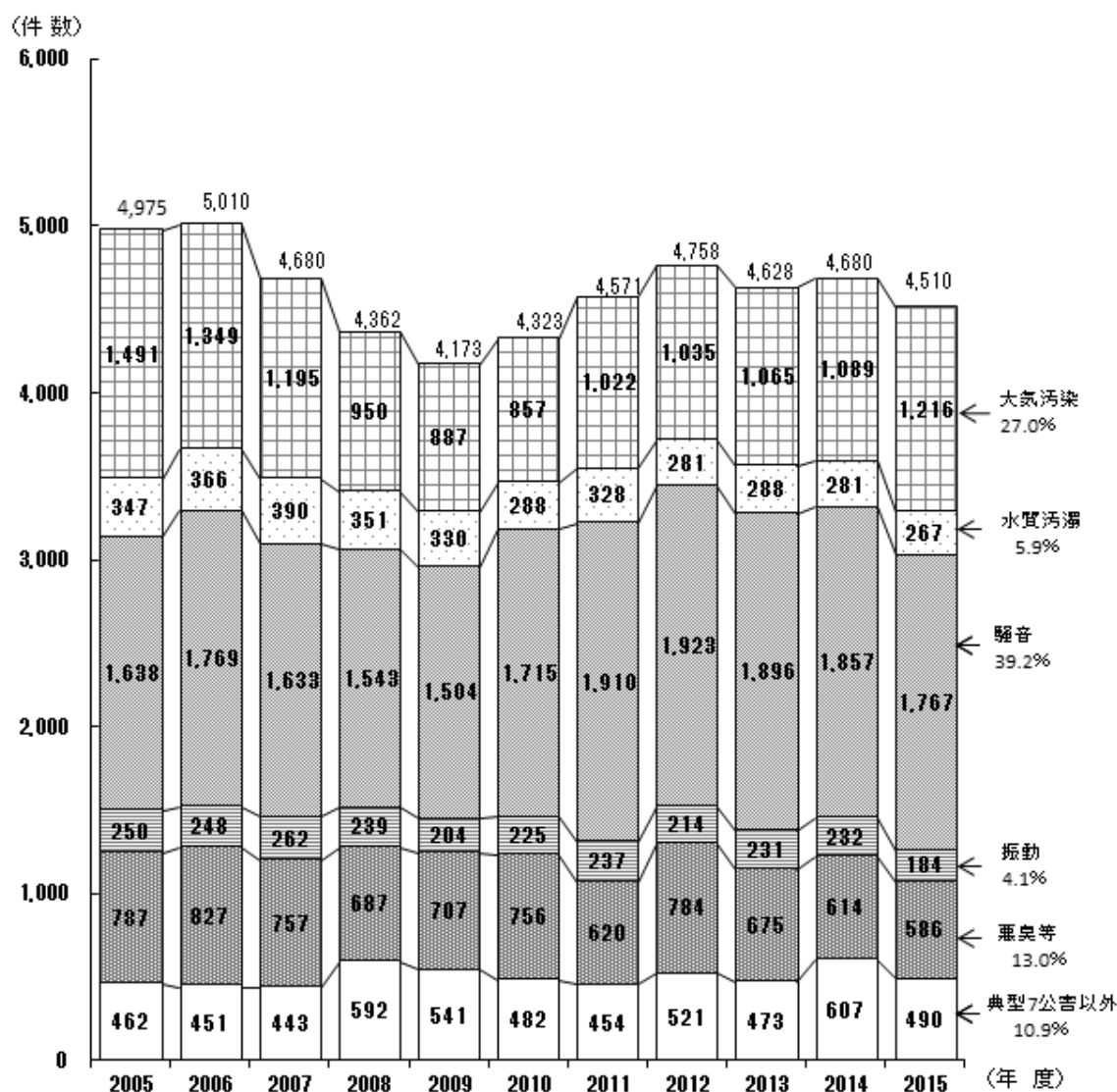
○ 2016 年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

大気（法規制事業所：720 条例規制事業所：726 うち 178 事業所は法・条例とも規制対象）		
一般大気	事業所への立入検査件数	815 件
	法・条例対象施設に係る届出件数	388 件
	サンプル採取・分析件数	26 件
アスベスト	解体現場への立入検査件数	639 件
	アスベストに係る届出件数	121 件
	サンプル採取・分析件数	139 件
水質（法規制事業所：946 条例規制事業所：58）		
	工場・事業場への立入検査件数	703 件
	法・条例対象施設に係る申請・届出件数	387 件
	サンプル採取・分析件数	300 件
騒音		
	事業場への立入件数（深夜営業規制）	9 件
交通環境		
	流入車規制のステッカー交付枚数	80,468 枚 累計 1,450,136 枚
	立入検査回数及び立入検査台数	110 回 4,792 台
土壌汚染		
	法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数	7 件
	土地の形質変更届出件数	45 件
化学物質		
	法・条例に基づく排出量等の届出件数	637 件
	条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数	188 件
廃棄物・リサイクル		
一般廃棄物	一般廃棄物処理施設への立入検査件数	30 件
	サンプル採取件数（※）	40 件
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	1,775 件
	産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	16,207 件
	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	823 件
	サンプル採取・分析件数	100 件
	フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数	50 件
	フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数	183 件

※ 1 件の立入検査で複数種類のサンプルを採取している場合があるため、立入検査件数と一致しない。

9 その他

- 2015年度に受け付けた苦情件数については、2014年度に比べて3.6%減少し、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の39.2%を占めています。



(公害等調整委員会調べ)

(注) 苦情件数は他機関からの移送分を含む。

公害の種類別苦情件数の推移

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に従い各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、新環境総合計画に示した施策の方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例（1994年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例（2003年3月）

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

また、PCBの保管事業者に対し、PCB特別措置法に基づく期間内の処分の義務違反に対する改善命令をした場合にはその旨を公表することができる旨の規定を追加しました。（2021年4月施行）

■温暖化の防止等に関する条例（2005年10月）

事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

また、一定の建築物を新築・増改築する場合の省エネルギー基準の適合義務化対象の拡大や建築物環境性能表示義務化対象の拡大等のため、条例を改正しました。（2018年4月施行）

■生活環境の保全等に関する条例（1994年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

また、ほう素等の排水基準に係る経過措置について、暫定排水基準の一部を廃止、強化するとともに、暫定排水基準の適用期間を3年間延長する改正を行いました。（2017年4月施行）

流入車規制について、非適合車の流入車の割合が大幅に低下し環境負荷が低減されてきたこと等から、事業者に課していたステッカーの表示義務をはじめ役割を終えた義務を緩和するため条例を改正しました。（2017年3月施行）

■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（1974年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい排水基準を定めており、ほう素等の排水基準に係る経過措置について、暫定排水基準の一部を廃止、強化するとともに、暫定排水基準の適用期間を3年間延長する改正を行いました。（2017年4月施行）

■自然環境保全条例（1973年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努め、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取り組みを推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行い、2006年4月から施行しています。

■環境影響評価条例（1998年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正

な配慮がなされるよう、環境影響評価書の作成指導、事後調査報告書の縦覧を行いました。

■景観条例（1998年10月）

景観法を活用し、大阪府の景観を特徴づける軸となる13箇所の景観計画区域内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例（1969年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

■放置自動車の適正な処理に関する条例（2004年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 新環境総合計画の推進

2011年3月に策定した新環境総合計画に基づき、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築の実現に向け、前年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策をとりまとめ、下記に示す各分野について、諸施策を推進しました。



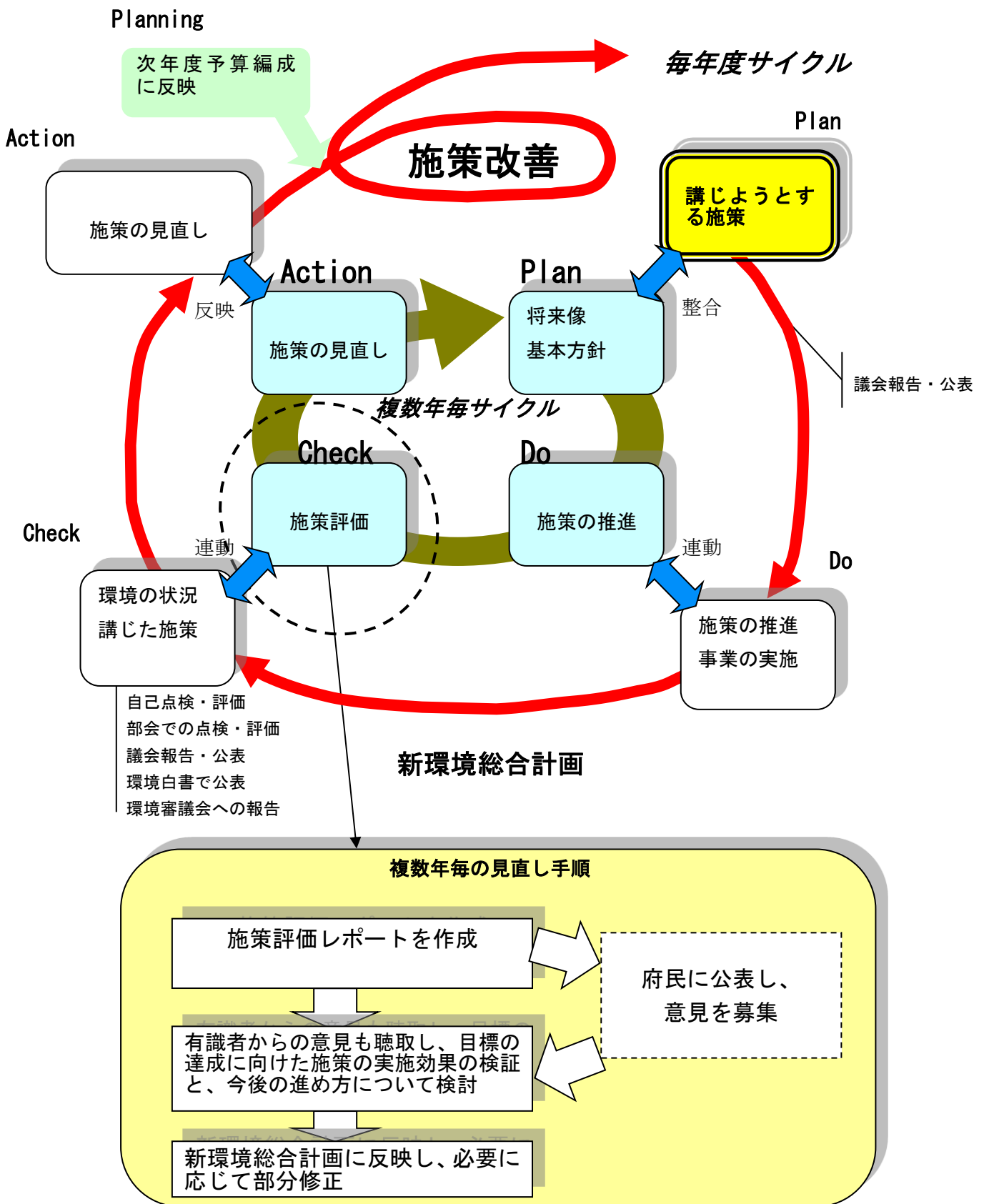
※「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指します。

新環境総合計画に定める各分野の関連についての概念図

3 新環境総合計画の進行管理

新環境総合計画の進行管理として、2つのPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年（3～4年）毎のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。

	毎年度のサイクル	複数年毎のサイクル
Plan	環境基本条例に掲げられた基本理念や、新環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第9条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画の策定
Do	環境基本条例第6条の施策の基本方針及び新環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。	新環境総合計画の推進
Check	環境基本条例第9条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を作成し、府環境審議会環境総合計画部会で点検・評価。府議会に報告するとともに公表。	新環境総合計画に定められた2020年度の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を対象に作成した施策評価レポート及び工程表を府環境審議会環境総合計画部会において点検・評価。
Action	点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。	点検・評価結果をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。必要に応じ、計画の見直し。



新環境総合計画の進行管理に関するPDCAサイクルの概念図

第2章 各分野において講じた施策

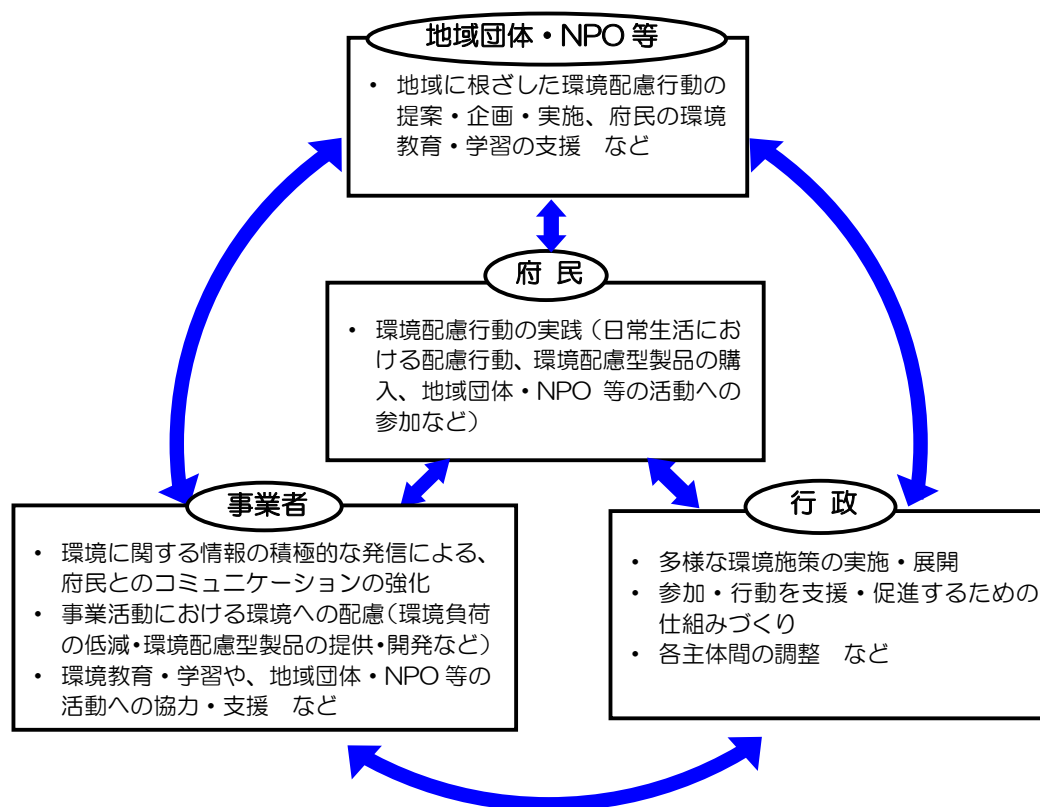
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



●施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

2016年度の主な施策・事業と実績

効果的な情報発信

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを活用して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境イベント情報配信サービス」を配信しました。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図りました。



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

<2016年度の実績>

- ・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 10件

<参考>

- ・エコギャラリー年間アクセス件数（主なページ） 16万件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

環境教育・学習の推進

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。

(内容)

学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。



小学校での環境教育

<2016年度の実績>

- ・府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数：
36施策（2015年度）

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

行動を支援する仕組みの充実

■環境交流パートナーシップ事業【新規】

[2,074 千円]

(目的)

環境 NPO 等の活動の活発化や新たな活動の展開に向けた、交流機会の創出を図ること。

(内容)

環境 NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや、人材育成講座などを盛り込んだ交流会を実施しました。また、環境 NPO 等の登録や SNS による団体活動等の情報発信を行いました。



交流セミナー開催

<2016 年度の実績>

交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を実施（4回）

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業【新規】

[2,000 千円]

(目的)

NPO 等による、公益的施設（学校、保育所等）への共同発電の仕組みによる太陽光パネルの設置を支援し、団体の活動拡大を図ること。

(内容)

府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光パネルを設置する共同発電の仕組みを活用して、その施設と連携した環境教育活動等を実施する NPO 等に対し、設置費用の補助を行いました。



障がい者作業所に設置

<2016 年度の実績>

公益的施設への太陽光パネル設置2件

【エネルギー政策課 06-6210-9288】

■笑働 O S A K A の推進

[388 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

笑働リサイクルプロジェクト*など企業活動の中で得られた収入の一部を活動支援金として府に寄付を受ける仕組みを確立し、地域で活動されている様々な協働事業の情報発信などへの活用を実施しました。

※ 笑働リサイクルプロジェクト：企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで企業が得た収入の一部が地域に還元される、地域支援も兼ねた新たな企業協働



笑働 OSAKA
ロゴマーク

<2016 年度の実績>

地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元されました。

(2016 年度古紙回収実績：約 69 トン)

【事業管理室 06-6944-9269】

■クラウドファンディングを活用した環境取組の推進

[- 千円]

(目的)

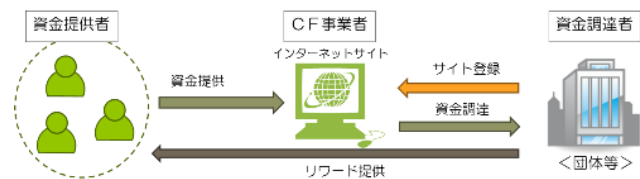
「クラウドファンディング (CF) ※」を通じてより多くの府民・NPO 等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加できる社会を目指すこと。

※ 「クラウドファンディング」

ある「志」を持った人や団体に対する資金を、ネットを通じて多数の支援者から収集しプロジェクトを実現する手法。

(内容)

環境活動や普及啓発イベントの実施に取り組む企業・NPO 等が CF による資金調達と活動 PR を行っていくことが出来るよう、CF プラットフォームを運営する事業者との環境分野でのクラウドファンディング普及に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組に参加できるよう普及啓発を行いました。



クラウドファンディング活用スキーム

<2016 年度の実績>

・2016 年度 府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1 件 (連携セミナーは開催せず)

【環境農林水産総務課 06-6210-9542】

[]内の数字は 2016 (平成 28) 年度決算額

II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

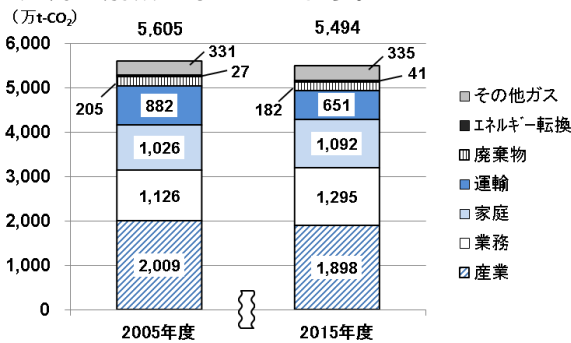
《2020年度の目標》

温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。

※電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定

《目標に対する現状》

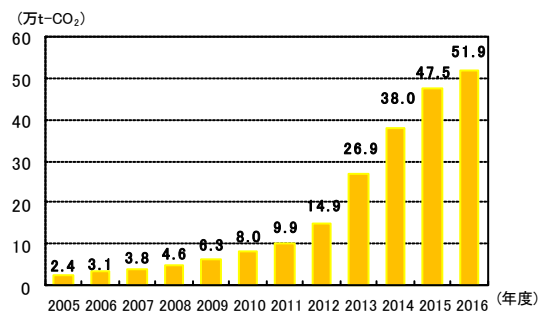
■府内における2015年度の温室効果ガス排出量は5,494万トンであり、2005年度比で2.0%の削減となっています。



府内における温室効果ガス排出量の推移

注) 2015年度の排出量は2012年度の電気の排出係数※を用いて算定。
※電気の排出係数とは、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値

■府内の2016年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約51.9万トンです。

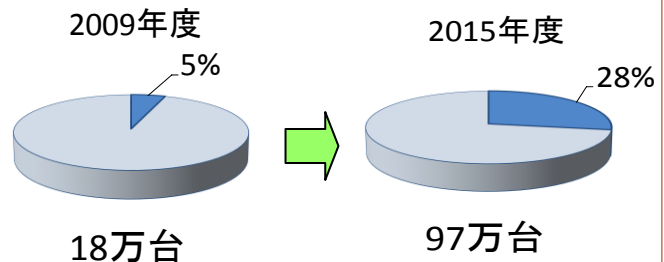


注) 2012年度の関西電力(株)の電気の排出係数を用いて算定

太陽光発電の導入によるCO₂削減量

■府内の2015年度のエコカー(注)保有台数は約97万台(約28%)であり、2009年度と比べ約79万台(約23ポイント)増加しました。

※2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定



自動車保有台数(二輪車を除く): 約350万台

エコカーの普及台数

(注)エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 地球温暖化に対する適応策、ヒートアイランド対策の推進

2016年度の主な施策・事業と実績

低炭素化の推進（家庭）

■省エネ行動の普及啓発事業

[977 千円]

（目的）

府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。

（内容）

ホームページ『省エネ生活のすすめ』による積極的な情報発信に加え、イベントやセミナー等さまざまな機会を通じた啓発活動を実施しました。

また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エコ診断」の普及促進に取り組むなど、広く府民に省エネ行動を働きかけました。



地球温暖化防止活動推進員
委嘱式の様子

〈2016年度の実績〉

エコイベント活動9回（2016年度）

地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施：4回

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

低炭素化・温室効果ガス排出削減の推進（産業・業務）

■「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導

[172 千円]

（目的）

エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を行うこと。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者（約900事業者）に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付けるとともに、2016年度から導入した、対策と削減状況を総合的に評価する「評価制度」を運用し、必要な指導・助言を行いました。

また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。



「特定事業者への立入調査」

〈2016年度の実績〉

・特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2015年度の温室効果ガス排出量の合計は、基準年度である2014年度と比較して2.5%削減

CO₂排出削減量（2015年度）：47.8万トン-CO₂

※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2016年度実績は2017年9月以降に集計します。

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

低炭素化の推進（住宅・建築物）

■建築物の環境配慮制度の推進

[1,488 千円]

（目的）

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定建築主（延べ面積 2,000 ㎡以上の特定建築物を新築等しようとする者）に対し、CO₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、10,000 ㎡以上の建築物（非住宅）を新築・増改築する場合に、省エネ基準への適合を義務付けています。また、特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標準（大阪府建築物環境性能表示）の表示の義務付けを行っており、これら必要な指導・助言を行いました。

併せて、他の模範となる特に優れた取組みを行った建築物を、「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰しました。

〈2016 年度の実績〉

- ・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数
大阪府：20 件、堺市：4 件
- ・10,000 ㎡以上の建築物（非住宅）における省エネ基準の適合率
大阪府：100%、堺市：100%



大阪府建築物環境性能表示

【建築指導室 06-6210-9725】

■ESCO 事業の推進

[843 千円]

（目的）

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができる ESCO 事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

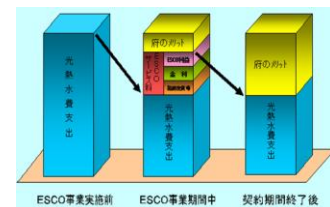
（内容）

「新・大阪府 ESCO アクションプラン（2015 年 2 月策定）」に基づき府有施設へのさらなる ESCO 事業の導入拡大を図りました。ESCO 事業の導入に際しては、創エネ提案もしやすいよう工夫するとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型 ESCO の手法等も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。

また、「大阪府市町村 ESCO 会議」の開催を通じ府内市町村に対しても ESCO 事業の導入を広く働きかけました。併せて、建物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を用いて、府内市町村や民間建築物への ESCO 事業の普及促進を図りました。

〈2016 年度の実績〉

- ・4 事業 16 施設（高等学校8校、狭山池博物館、警察署5署、府民センタービル2所）において新規公募を実施し、事業者を決定しました。
- ・2015 年度事業者選定施設（高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所）において ESCO 改修工事を実施しました。
- ・7月に「大阪府市町村 ESCO 会議」を開催しました。



ESCO 事業の実施スキーム



ESCO 事業の実施効果

【公共建築室 06-6210-9799】

低炭素化の推進（運輸・交通）

■エコカーの普及促進

[- 千円]

（目的）

2020年度までに大阪府内の自動車の2台に1台（約180万台）をエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

（内容）

「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。



エコカー展示会

〈2016年度の実績〉

- ・エコカー展示会・試乗会 15回（市町村との連携による開催分を含む）

- ・ホームページやメールマガジンによる情報発信

ホームページアクセス数 1.2万回

メールマガジン発行回数 23回

メールマガジン登録数 1,672名

〈参考〉府内におけるエコカー保有台数

97万台（2015年度）※2016年度台数は2017年12月確定予定

【環境管理室 06-6210-9586】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

[176千円]

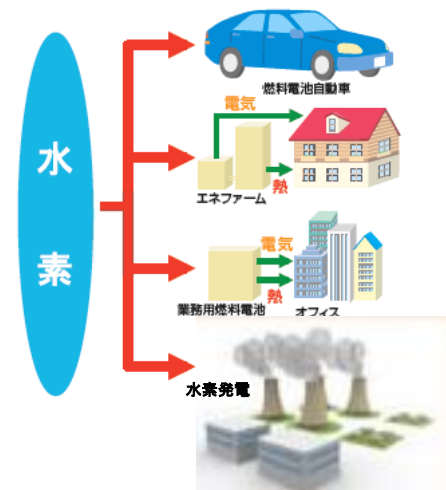
（目的）

燃料電池自動車（FCV）や水素ステーション関連に高度な技術を有する企業が存在し、さらに多様な企業集積を誇る「大阪の強み」を活かし、水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図るとともに、次世代のクリーンなエネルギーとして注目されている水素エネルギーの普及を図ること。

（内容）

- ・「H₂Osaka ビジョン（2015年度策定）」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進しました。

- ・水素ステーションを活用したFCV及び水素ステーション構成機器の見学会、構成機器のコストダウンにつながる新技術ニーズ説明会を開催し、府内の中小企業等の関連産業への参入促進を図りました。



北大阪水素ステーション

〈2016年度の実績〉

- ・H₂Osaka ビジョン推進会議及び同会議の研究会などの開催 14回

- ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 9回

【新エネルギー産業課 06-6210-9485】

再生可能エネルギー等の普及

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[4,305 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。

(内容)

大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。

【主な事業】

- ・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス
- ・太陽光パネル設置普及啓発事業
- ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング
- ・BEMS（ビルエネルギー管理システム）普及啓発事業
- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及啓発事業

〈2016 年度の実績〉

- ・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数：
56 件

- ・省エネセミナーの開催・講演：主催 5 回、講演 69 回

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

■下水熱普及促進のための調査事業【新規】

[5,004 千円]

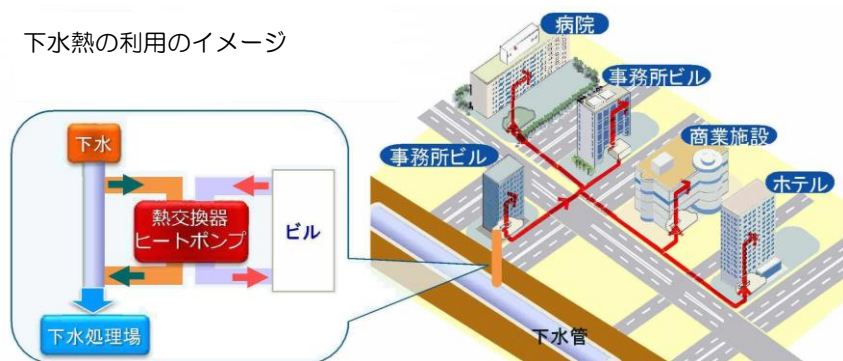
(目的)

府域に賦存量が多い下水熱の利用促進を図ること。

(内容)

府内の下水幹線の位置・流量・温度等、利用可能な下水熱の程度を容易に把握できる「下水熱ポテンシャルマップ」を作成し、ホームページ等で周知することで、民間事業者等に活用を働きかけました。

下水熱の利用のイメージ



「下水熱でスマートなエネルギー利用を～まちづくりにおける下水熱活用の提案～」
(国土交通省 2013) より抜粋

〈2016 年度の実績〉

- ・下水熱ポテンシャルマップを作成しました。

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

森林整備によるCO₂吸収の推進

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結び、その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。



企業による森づくり活動の様子

<2016年度の実績>

新規参加事業者1社、活動地追加0社、協定更新事業者2社

【みどり推進室 06-6210-9556】

地球温暖化に対する適応策

■大阪府気候変動への適応策【新規】

[- 千円]

(目的)

地球温暖化の進行に伴い、顕在化しつつある様々な影響を軽減する対策、いわゆる「適応策」を着実に進めていくこと。

(内容)

2015年度にとりまとめた「大阪府域における気候変動の影響に対する適応策について（環境農林水産分野）」に加え、自然災害や健康等の分野の適応策について、とりまとめを実施するとともに、適応の基本的方向性の検討を行いました。

<2016年度の実績>

- ・自然災害や健康等、7つの分野についての「適応に係る影響と施策」をとりまとめ。
- ・「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適応を位置づけるために、「適応」の基本的方向性を検討。（2016年11月に大阪府環境審議会に諮問）。

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

ヒートアイランド対策の推進

※ Ⅲ魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド現象の緩和）（P56）参照

[]内の数字は2016（平成28）年度決算額

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

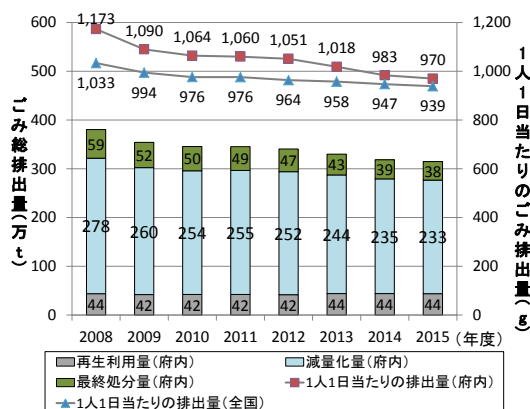
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 (2009年度府民アンケート 89.4%)

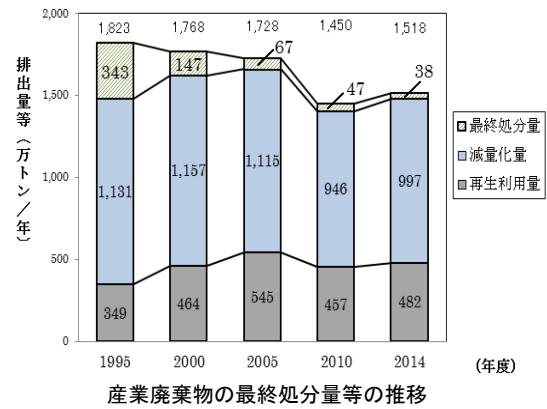
*ペットボトルや空き缶、古紙等。

《目標に対する現状》

- 2015年度に府内から排出された一般廃棄物は315万トン、そのうち再生利用量は44万トン、最終処分量は38万トンとなっています。
- 2014年度に府内から排出された産業廃棄物は1,518万トン、そのうち再生利用量は482万トン、最終処分量は38万トンとなっています。



一般廃棄物の最終処分量等の推移



産業廃棄物の最終処分量等の推移
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- リサイクル製品を購入している府民の割合：41.2% (2016年度)
- 資源物*を分別している府民の割合：84.0% (2016年度)
※ペットボトルや空き缶、古紙等。

注)2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者が変更になりました。

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

2016年度の主な施策・事業と実績

■循環型社会推進計画の推進

[- 千円]

(目的)

2016年度に策定した大阪府循環型社会推進計画に定めた3Rや適正処理等に係る目標を達成すること(目標年度:2020年度)。

(内容)

府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組みました。

また、新たに設定した『成果を実感できる指標』を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みをさらに促進しました。

<2016年度の実績>

- ・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表
- ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導
- ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施
- ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表

<参考>

○一般廃棄物 2015年度実績

排出量 : 315万トン

再生利用率 : 13.8%

最終処分量 : 38万トン

○産業廃棄物 2014年度実績

排出量 : 1,518万トン

再生利用率 : 31.8%

最終処分量 : 38万トン

○成果を実感できる指標

◆一般廃棄物 2015年度実績(速報値)

- ・1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量:513g/人・日
- ・生活系ごみ分別排出量:22.6%
- ・ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率:5.0%
- ・最終処分量:12.1%

【循環型社会推進室 06-6210-9567、06-6210-9570】

再生原料・再生可能資源の利用促進、リサイクル率の向上

■再生品普及促進事業

[114 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用して日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。

2015 年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」に向けた取組みを推進しました。



「なにわエコ良品ネクスト」
マーク



南港エコフェスタでの
認定製品の展示

<2016 年度の実績>

- ・認定製品について普及・PR するため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展
- ・新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガの配信やちらしの開架、ポスター掲示の依頼など広報手段の拡大に向けて活動しました。
- ・年2回の認定を実施（2017 年3月1日現在の認定製品数は 262 製品）

【循環型社会推進室 06-6210-9568】

■容器包装リサイクルの推進

[107 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第7期大阪府分別収集促進計画（2014～2018 年度、2018 年度目標：排出量 44 万トン・分別収集量 34 万7千トン）に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めました。



ペットボトルの選別施設

<2016 年度の実績>

- ・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表
- ・分別収集量：16 万4千トン（2016 年度実績）

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

廃棄物排出量の削減

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。

<2016年度の実績>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。

【参考】2016年度公表状況

- ・産業廃棄物処理計画 220件
- ・産業廃棄物処理計画実施状況報告 233件
- ・特別管理産業廃棄物処理計画 91件
- ・特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

【環境管理室 06-6210-9583】

廃棄物の適正処理の徹底

■PCB 廃棄物適正処理の推進

[142,786 千円]

(目的)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を適正に保管するとともに、確実かつ適正な処理を推進すること。

(内容)

PCB 廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業(株)（JESCO）が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に大阪 PCB 処理事業所を建設し、2006年からトランス及びコンデンサの処理を行っています。2015年度から JESCO 北九州 PCB 処理事業所で、小型コンデンサや安定器等の受け入れが始まりましたので、府内の事業場で保管されているものが早期に処理されるよう周知徹底を図りました。また、府が保有しているものについても、2015年度から計画的に処理を行っています。

また、「大阪府 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、PCB 廃棄物を保管している事業場や PCB を含む機器を使用している事業場への立入検査の実施などにより、PCB 廃棄物等の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業等による PCB 廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出した PCB 廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担する PCB 廃棄物処理費用を軽減しました。



PCB 廃棄物（コンデンサ）保管状況の立入検査

<2016年度の実績>

- ・JESCO 大阪 PCB 処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率
2017年3月末：90%
- ・府保有（府庁別館保管分）の小型コンデンサ等の処理 4.7トン

【環境管理室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の適正処理の徹底

[16,737 千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。

また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。



産業廃棄物の不適正処理現場
(野外焼却)

<2016 年度の実績>

- ・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施しました。
- ・2016 年度実施実績 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月
- ・不適正処理件数 350件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[114,154 千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進に努めました。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。



フェニックス処分場での
廃棄物受入

<2016 年度の実績>

- ・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。（会議等：10回）
- ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。

また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。

環境調査 年 12回 1,936 検体
護岸被覆防食工事 63m
老朽化対策工事（排水路） 110m
// (道路舗装) 100 m²

【循環型社会推進室 06-6210-9568】

[]内の数字は2016（平成28）年度決算額

II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

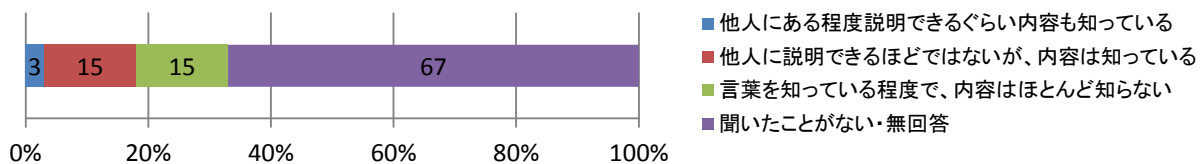
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年大阪府府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年大阪府府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約18%です。^注



(参考1) 生物多様性という言葉の認知度は約33%です。

(参考2) 上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約68%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること

^注 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等が変更になりました。

- 保安林や鳥獣保護区等生物多様性保全に資する地域指定は83,892ha(2017年3月末)です。(2009年度比1,922ha増加)

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,244	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	3
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,892

●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

2016 年度の主な施策・事業と実績

生物多様性の社会への浸透

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[469 千円]

(目的)

淀川に生息する天然記念物で種の保存法選定種の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。

(内容)

(地独) 環境農林水産総合研究所の水生物センターにおいて、センター内で生息域外保存しているイタセンパラを、2009 年度から3回、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川に放流し、野生復帰を試みました。その結果、放流した成魚が繁殖し、野生での定着の可能性が高まっています。

2016 年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンパラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。



イタセンパラ



地元児童による放流

<2016 年度の実績>

- ・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。
- ・2013 年に公開放流を実施した水域において自然繁殖が継続していることを確認しました。
- ・イタセンパラの観察会(1回実施)には99名、小中学校の出前授業(3回実施)では124名に生物多様性の重要性を啓発しました。
- ・市民ネットワークによるイタセンパラの野生復帰を支援する取組み(24回実施)に延約1,500名が参加しました。これらの取組みが認められ、イタセンネットが「国連生物多様性の10年日本委員会」による連携事業に認定されました。

【みどり推進室 06-6210-9557】

(実施：地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所)

■生物多様性保全のための普及啓発推進支援

[2,120 千円]

(目的)

生物多様性に配慮した行動を社会に定着させるため、動物園、博物館、水族館などの施設でのイベント等を通じて、府民に対して生物多様性保全について幅広く普及啓発を行い、関心を高め、理解の向上を図ること。

(内容)

博物館や水族館などの生物多様性関連拠点施設等と連携して、生物多様性保全の重要性についての統一PRを実施するなど、多様な主体が参画する生物多様性の普及啓発活動を行いました。実施にあたっては、身近な施設等での企業と連携した情報発信やワークショップの実施など、多様な主体が参画する効果的な取組みを進めました。



普及啓発シンポジウム

<2016 年度の実績>

- ・府民向けの生物多様性普及啓発リーフレットの作成
- ・統一PR参加団体 53団体

【みどり推進室 06-6210-9557】

生息環境の保全

■農空間保全地域制度の推進

[96, 228 千円]

(目的)

生物多様性保全を含めた農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みを進めること。

(内容)

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することにより農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図りました。



営農環境整備のため農家・地域住民による道普請の実施

<2016 年度の実績>

遊休農地等対策 110.9ha

【農政室 06-6210-9601】

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[52, 207 千円]

(目的)

万博記念公園の緑の保全と活用、花景観の創出、野生生物の生息調査などをNPO団体と協働して市民参画により実施し、生物多様性の社会への浸透を図ること。

(内容)

NPO団体と協働し、園内花壇管理、森づくり・足湯運営、水質調査・野生生物生息調査等を実施することで、生物多様性の社会への浸透に取り組みました。



竹林の保全活動

<2016 年度の実績>

2014 年度と同程度の活動を実施。

- ・園内花壇管理 5,487 人（参加のべ人数）
- ・森づくり・足湯運営 26,763 人（参加のべ人数）
- ・竹林・田畑等の保全・管理 7,225 人（参加のべ人数）
- ・水質調査、野生生物生息調査 4,416 人（参加のべ人数）
- ・ガイドボランティア養成 117 人（参加のべ人数）

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

■共生の森づくり活動の推進

[6,281 千円]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。



共生の森での森づくり活動

<2016年度の実績>

- ・参加人数：1,772人/年
- ・企業や府民による植栽面積：約1ha

【みどり推進室 06-6210-9557】

[]内の数字は2016(平成28)年度決算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

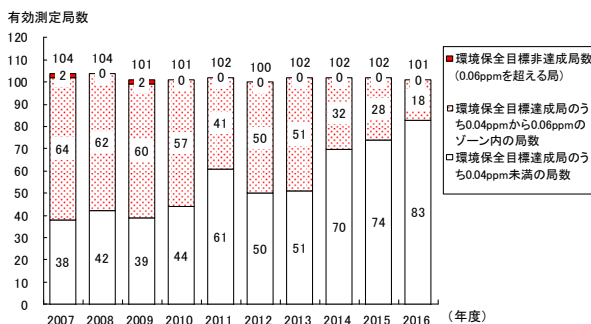
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

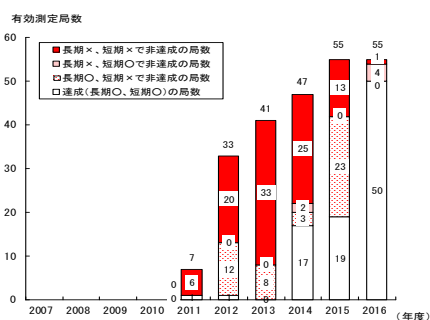
《目標に対する現状》

■ 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppm を下回るレベルに達し、8割の地域が 0.04ppm 未満となっています。



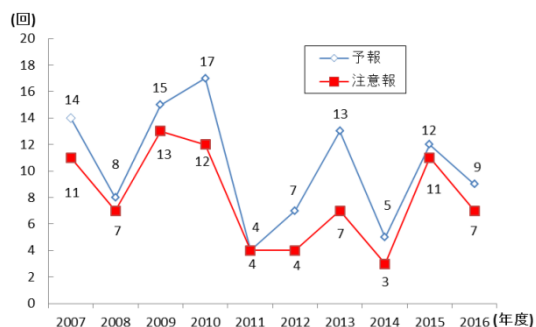
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

■ PM2.5 は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2016年度は、55局（有効測定局）で測定を行い、50局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標達成局数の推移

■ 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。
※環境基準は 2009 年 9 月に「1年平均値 15 μg/m³ 以下、かつ、1日平均値が 35 μg/m³ 以下」に定められました。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

2016年度の主な施策・事業と実績

固定発生源対策の推進

■大気汚染防止の事業所規制

[1,795 千円]

(目的)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、ばい煙（NO_x、SO_x、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。

事業所に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設や排ガス測定結果の検査を行なうとともに、事業者の点検結果等を報告させることにより、適正な指導を行いました。

また、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガスや燃料等の測定を実施しました。

〈2016年度の実績〉

- ・目標の700事業所に対して701事業所への立入検査を実施
- ・大規模排出事業所NO_x測定 2事業所
- ・使用燃料等測定 6事業所
- ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所



検査のために処理施設から排ガス採取

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車排ガス対策の推進

■自動車NO_x・PM総量削減計画の推進（計画の進行管理）

[9,806 千円]

(目的)

窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の削減のため、2013年6月に策定した自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020年度までに対策地域全体で二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準を達成すること。

(内容)

関係機関（関係市町、道路管理者等）と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、するっと交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。

併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNO_x・PMの排出量を推計するとともに、2015年度目標の達成状況を検証しました。

〈2016年度の実績〉

- ・NO₂及びSPMに係る大気環境基準を全監視測定局で達成（2016年度）
- ・対策地域におけるNO_x・PM排出量の把握
NO_x：12,280トン、PM：600トン（2015年度）
※2016年度実績は2017年12月確定予定



自動車NO_x・PM総量削減計画策定協議会幹事会の開催

【環境管理室 06-6210-9586】

■流入車対策の推進

[28,662 千円]

(目的)

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NO_x・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

(内容)

NO₂・SPMに係る環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町の対策地域を着発地として運行を行う者は、自動車NO_x・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進しました。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。



流入車規制の立入検査



適合車ステッカー

<2016年度の実績>

ステッカー交付枚数 80,468 枚 (累計※1,450,136 枚)

立入検査：110回 4,792 台を検査 (累計※707回、約 47,200 台)

命令・公表：0件

他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少 (条例制定前の2007年度：17%→2015年度：0.7%)

<参考>命令・公表 34 件 (2016年度末累計※)

※2008年度以降

【環境管理室 06-6210-9587】

光化学オキシダント・SPM対策の推進

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[183 千円]

(目的)

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物 (VOC) の排出量を削減すること。

(内容)

VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNO_xやVOCの削減要請を行いました。



光化学スモッグ発令画面

<2016年度の実績>

- ・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導

【参考】VOC届出排出量 2015年度 9,800トン/年

- ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNO_x削減要請
2016年度 のべ945回

【環境管理室 06-6210-9577】

PM2.5対策の推進

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施

[11,772 千円]

（目的）

PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。

また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。

（内容）

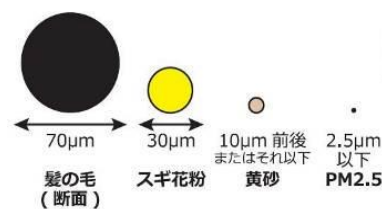
府管理の測定局26局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。

また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。

さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。



PM2.5自動測定機



粒子の大きさ比較

<2016年度の実績>

- ・微小粒子状物質の濃度の連続測定
府所管局26局（国設局2局を含む）で通年実施（うち、一般局20局、自排局6局）
- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（成分分析）
府内3地点（年4回実施）

【環境管理室 06-6210-9621】

（成分分析実施：地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所）

アスベスト飛散防止対策の推進

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[283,266 千円]

（目的）

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

（内容）

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。

<2016年度の実績>

- ・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施
- ・空気環境測定を312か所実施

【公共建築室 06-6210-9788】

(目的)

府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

また、アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。

(内容)

アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未達の解体現場等への立入検査を実施しました。

また、解体現場等でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定(以下「迅速測定」という。)を行いアスベスト飛散防止の徹底を図りました。

特に「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月と12月に解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施し、12月には石綿飛散防止の重要性を訴えるため、関係団体・市町村と大阪府「みんなで防止!! 石綿飛散」推進会議を開催し、徹底した周知を行う等、重点的な取組みを行いました。

アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出しました。

<2016年度の実績>

- ・届出対象解体現場立入件数 220件(届出121件の内82件)
※周辺に住居等が無い臨海部を除き、全数立入を実施。
- ・条例届出対象規模未達の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 408件
- ・迅速測定件数 22件
- ・石綿健康被害救済基金に44,570千円を拠出
- ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催



アスベスト含有建材採取

【環境管理室 06-6210-9581】

[]内の数字は2016(平成28)年度決算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

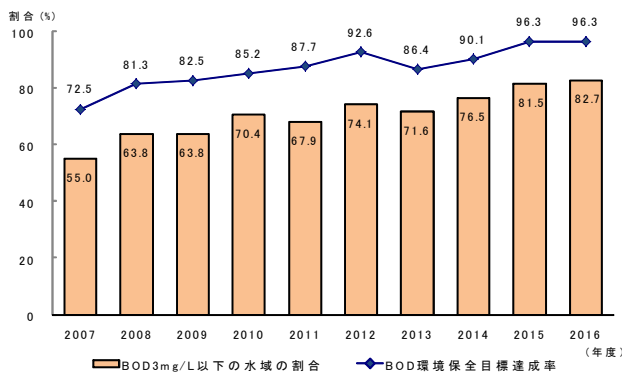
～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3 mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5 mg/L 以上（湾奥部は 3 mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

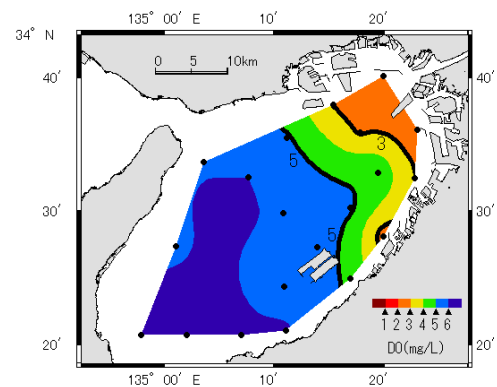
《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD 3 mg/L 以下を 8 割超の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD 3 mg/L 以下の水域の割合の推移

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏基底層 DO の分布図
(2014～2016 年度平均)

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか 1% という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています。（2016 年度推計値：365ha）

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

2016 年度の主な施策・事業と実績

水質汚濁負荷量の削減

■総量削減計画の進行管理

[573 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量 (COD)、窒素 (T-N)、りん (T-P) の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。

(内容)

2012 年 2 月に策定した COD、T-N、T-P に係る第 7 次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。併せて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等について、調査の実施や関係情報の収集・整理を行い、第 8 次計画の策定に向けた検討を進めました。

<2016 年度の実績>

2015 年度の COD、T-N、T-P の発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施

(2015 年度) COD 48 トン/日、T-N 47 トン/日、T-P 3.0 トン/日 【環境管理室 06-6210-9577】

■水質汚濁防止の事業所規制

[5,180 千円]

(目的)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、BOD (水質汚濁の代表的な指標) や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。



事業所排水の採水検査

<2016 年度の実績>

- ・排水基準や構造基準が適用される事業場等の全てに対して、採水または立入検査をのべ 703 回実施 (試料採取・分析件数: 300 件)
- ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場 (32 事業場) のうちのべ 12 事業場 (のべ 13 か所) で、総量採水検査を実施

【環境管理室 06-6210-9585】

■生活排水対策事業

[186 千円]

(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。

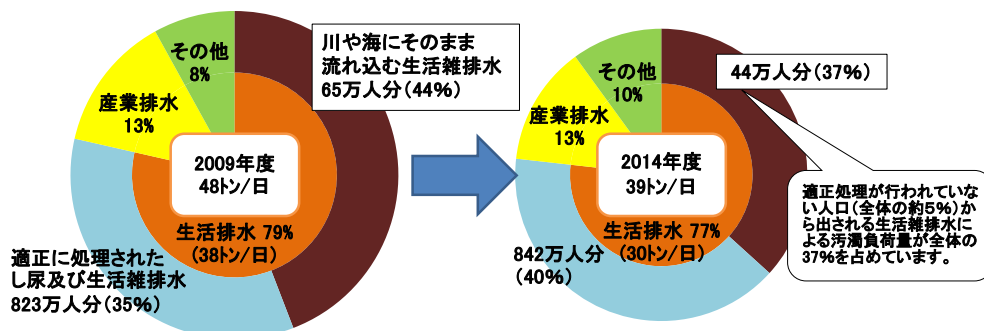
(内容)

河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。



イベントでの生活排水対策の啓発



大阪府域で発生する汚濁負荷量(BOD)の変化

<2016年度の実績>

- 生活排水適正処理率が2015年度末で95.2%と前年度より0.2ポイント上昇
- 「市町村生活排水処理計画」の見直し等にk市町村ヒアリング 4回
- イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 18回

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

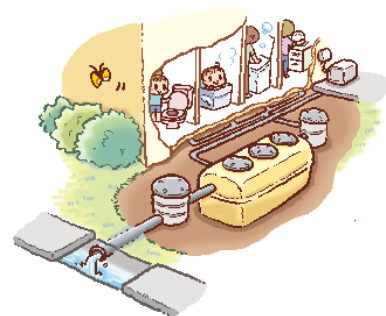
[8,229 千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。



合併処理浄化槽設置イメージ

<2016年度の実績>

- 個人設置型浄化槽 51基設置 (11市町村にて実施)
- 市町村設置型浄化槽 55基設置 (5市にて実施)

【環境衛生課 06-6944-9181】

大阪湾の環境改善

■大阪湾の再生に係る関係機関との連携

[1,480 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。

(内容)

大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。

[大阪湾再生行動計画の主な施策]

- 陸域負荷削減（総量規制、生活排水対策）
 - 海域環境改善（藻場造成、くぼ地修復）
 - モニタリング（水質常時監視、大阪湾水質一斉調査、生き物一斉調査）
- また、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。

さらに、大阪府環境審議会からのあり方答申を踏まえて、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更し、計画に基づき施策を推進。

<2016 年度の実績>

- ・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施（常時監視 22 地点、一斉調査 553 地点）
- ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 9 回
- ・2016 年 10 月 31 日に「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更。



「フィッシングショー-OSAKA 2015」の様子

【環境管理室 06-6210-9577】

■大阪湾漁場環境整備事業

[37,042 千円]

(目的)

貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。

(内容)

岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図りました。

また、2014・2015 年度に設置した整備済み工区（岸和田市北部）で、栄養塩の巻き上げ、溶存酸素濃度の改善、底質の硫化物濃度の改善効果などを把握しました。



攪拌ブロック礁

<2016 年度の実績>

攪拌ブロック 17 基を岸和田市沖（岸和田南漁場）に設置し、0.68ha の漁場環境整備を実施

【水産課 06-6210-9612】

■流域下水道事業の推進

[32, 446, 102 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター（下水処理場）の整備を推進しました。

また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。



水みらいセンター

<2016 年度の実績>

- ・下水道普及率の向上

【参考】下水道普及率 95.8% (2015 年度末現在)

南大阪湾岸流域中部水みらいセンター 水処理（高度処理）を整備中。

太平ポンプ場 合流式の改善（沈砂池ドライ化）完成。

【下水道室 06-6944-6794】

[]内の数字は 2016（平成 28）年度決算額

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３）

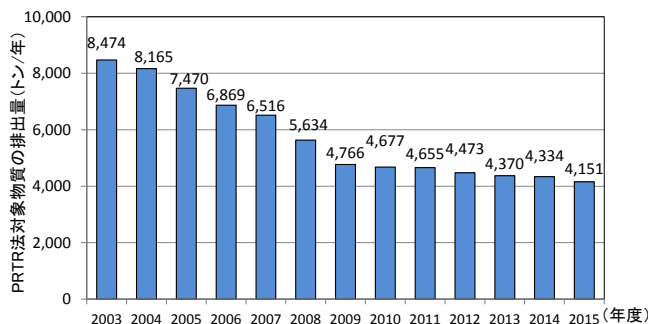
～化学物質のリスク管理を推進するために～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

■ 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は減少しています。



府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

■ 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 9 位となっています。（可住地面積当たり排出量では全国第 2 位）

都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	10,897	6,794	2,948	2,558	23,196
2 東京都	1,662	12,124	1,634	2,644	18,063
3 埼玉県	7,347	4,156	2,340	2,322	16,165
4 千葉県	6,012	5,047	2,379	2,264	15,702
5 神奈川県	5,552	6,224	1,492	2,179	15,446
6 茨城県	6,603	5,108	1,506	1,763	14,980
7 静岡県	7,544	3,705	1,884	1,790	14,922
8 広島県	9,515	2,689	1,208	1,354	14,766
9 大阪府	4,151	6,455	1,771	2,020	14,397
10 北海道	2,179	8,041	1,269	2,821	14,309
その他	92,716	70,324	27,334	37,440	229,282
合計	154,176	127,249	46,139	55,832	383,396

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2015 年度）

PRTR 法

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

2016 年度の主な施策・事業と実績

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

[317 千円]

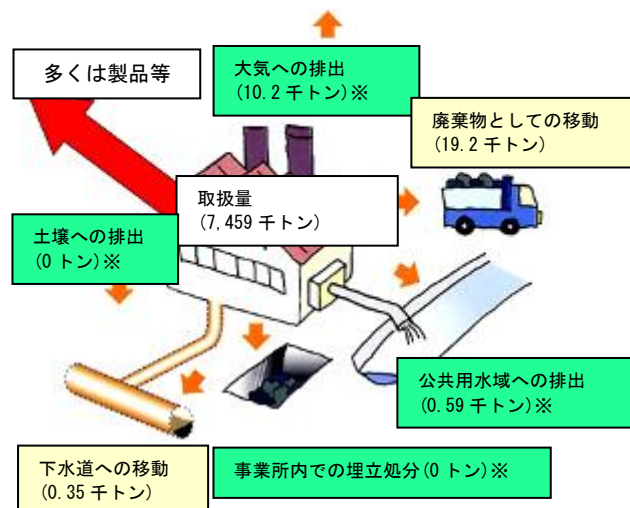
(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。

また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。



2015 年度の府域における化学物質の
届出排出量・移動量・取扱量

※届出排出量の合計：10.8千トン

<2016 年度の実績>

- 排出量等の届出件数： PRTR 法 1,579 件、条例 1,318 件
- 環境リスクの高い化学物質の届出排出量 10,800 トン（PRTR 法対象物質 4,151 トンを含む）（2015 年度実績）

【環境管理室 06-6210-9578】

■大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進

[- 千円]

(目的)

大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。

(内容)

事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書を、2014年度から3年間で、段階的に届出を求めました。

届出対象の事業所に対し、説明会での制度周知や立入検査等を通じた管理計画書の作成・届出に係る指導、助言を行いました。

さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策手法や事例等について情報提供を行うことにより対策の検討・実施を促進しました。

また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。



対策事例集「化学物質を扱う事業所で今日からできる対策事例～明日起きるかもしれない大地震に備えて～」

<2016年度の実績>

- ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数：153件（2014年度から2016年度までの累計：482件）
- ・管理計画の進捗状況：2015年度に届け出られた167事業所のうち、151事業所（全体の90%）で概ね計画どおりに対策が進捗

【環境管理室 06-6210-9578】

■大阪エコ農業の推進

[22,895千円]

(目的)

農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和が取れた農業経営面に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進し、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対し、交付金支払による支援を実施しました。

また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所にて、病害虫防除に関する研究等を行いました。

(環境に貢献する取組みの例)

- ・カバークロープの作付け（水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする）
- ・有機農業の普及（生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う）
- ・飛ばないテントウムシや捕食性カブリダニ類などの天敵活用（農薬使用量の低減を図る）



大阪エコ農産物認証マーク



飛ばないナミテントウ



スワルスキーカブリダニ

<2016年度の実績>

認証面積：556.7ha（23.7ha 増加）
認証件数：4,664件

【農政室 06-6210-9590】

化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

[317 千円]

(目的)

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。

(内容)

化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めました。



化学物質対策セミナー

<2016 年度の実績>

- ・化学物質対策セミナー開催：1回（372人参加）

【環境管理室 06-6210-9578】

残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

■ 土壌・地下水汚染対策の推進

[342 千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。



汚染土壌掘削工事の現地確認状況（地下水位の確認）

<2016 年度の実績>

土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。

【参考】

- ・形質変更届出件数：45件
- ・調査結果報告件数（法・条例・自主）：7件

【環境管理室 06-6210-9579】

[]内の数字は2016（平成28）年度決算額

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていくことが必要です。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～

緑と水辺の保全と創造

■みどりの風を感じる大阪



魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

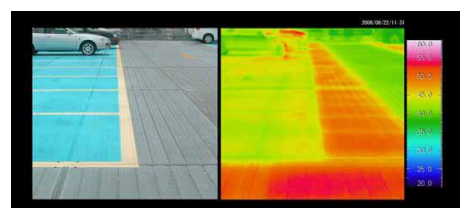
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

2016年度の主な施策・事業と実績

緑と水辺の保全と創造

■「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[- 千円]

(目的)

「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けた取組みの一つとして、市街地中心部や駅前等の多くの府民や来阪者の目に触れる場所で良好な緑陰空間および府民が憩える緑化空間の創出等を図るため、民間事業者等が主体となったみどりのまちづくりの促進を図ること。

また、道路など公共空間と沿線民有地を一体的に緑化し海と山をつなぐみどりの軸線を形成する「みどりの風促進区域」において、企業・地域住民による街区等单位の緑化を進め、みどりの軸線の充実を図ること。

(内容)

実感できるみどりづくりのため、

- ・緑化施設の整備と併せて、周辺地域の企業・住民に緑化活動を呼びかける緑化促進活動に取り組む民間事業者を、「実感・みどり事業者」として認定。
- ・「実感・みどり事業者」が実施する緑陰空間や府民が憩える緑化空間の整備及び街区単位での企業・府民連携による緑化を促進。

また、「みどりの風促進区域」においては、

- ① 企業・住民等で街区・沿道単位での緑化プランを策定し沿線民有地等の緑化促進
- ② 民有地の都市計画手法（容積率、建ぺい率の緩和等）等による緑化誘導
- ③ 既存の河川・道路事業による公共緑化により、緑化を促進しました。



民有地沿道部の
緑化のイメージ



良好な緑陰空間
のイメージ

<2016年度の実績>

みどりの風促進区域での緑化推進

- ・ 7か所 133本の樹木植栽等を実施

実感できるみどりづくり事業実施

- ・ 3地区 2,874㎡(接道部延長545m)の樹木植栽を実施 【都市計画室 06-6944-9274、06-6944-7459】

【みどり推進室 06-6210-9558】

■子育て施設の内装の木質化の推進

[67,933千円]

(目的)

保育所や幼稚園の子育て施設の床や壁といった内装の木質化を進めることで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用を促進し、木質化の効果をPRすること。

(内容)

内装の木質化を実施する幼稚園及び認可保育所（認定こども園を含む）に対して補助を行いました。

子どもの育成環境に良い効果を与え、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図るとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な森林環境の保全につながります。



保育所の内装木質化

<2016年度の実績>

森林の大切さや木材に対する理解を深める木育の促進

- ・ 合計38施設を木質化。

【みどり推進室 06-6210-9556】

魅力ある景観の形成

■ 府道緑化事業

[834,628 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。

(内容)

劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施しました。

また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めました。

〈2016 年度の実績〉

主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。

(植栽本数) 高木：426 本、低木：約 9,800 本



府管理道路の街路樹整備状況の例（箕面摂津線）

【都市計画室 06-6944-9314】

■ 美しい景観づくり推進事業

[348 千円]

(目的)

「大阪府景観計画」等に基づく規制誘導や府民・事業者・行政等との会議、景観資源の情報発信等により府内の景観の向上を図ること。

(内容)

「大阪府景観計画」に基づく規制や、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の運営、景観資源を再発見し国内外に大阪の魅力を発信する「ビュースポット景観形成」の取組み等を行いました。

また、景観上優れた建物等を顕彰する「大阪まちなみ賞」を、建築関係団体等の協賛を受け、大阪市および建築関係団体と共同で行いました。

〈2016 年度の実績〉

- ・大阪美しい景観づくり推進会議では、総会と座談会等を実施し、竹内街道周辺におけるまちづくりの取組みの案内を行いました。
- ・ビュースポット景観形成の取組みとして、外国人を対象としたビュースポットツアーやイベントでの情報発信等を行いました。



国重要文化的景観
ひねのしょうおおき
白根 荘 大木の景観

【都市空間創造室 06-6210-9326】

【建築指導室 06-6210-9718】

歴史的・文化的環境の形成

■ 指定文化財等の保全・活用と次世代への継承

[10,989 千円]

(目的)

大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心をはぐくむこと。

(内容)

大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。

また、永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。



有形文化財（建造物）

おのじんじや
男神社本殿

<2016 年度の実績>

- ・文化財指定、登録の推進 55 件（指定4、登録51）
- ・文化財保存修理等補助事業 13 件

【文化財保護課 06-6210-9900】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（騒音・振動の防止）

■ 騒音・振動の防止

[11,208 千円]

(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図りました。

また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に対策の推進を働きかけました。

さらに、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。



自動車騒音の測定

<2016 年度の実績>

- ・自動車騒音調査について 10 町村域で実施
【参考】幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は横ばい(2015 年度 94.1%(評価戸数 870 千戸))
- ・航空機騒音の測定について
大阪国際空港周辺では、5 地点のうち、2 地点で環境保全目標を達成
関西国際空港周辺では、2 地点全てで環境保全目標を達成
- ・市町村研修会 年間3回開催

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

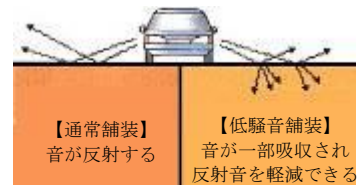
[252, 216 千円]

(目的)

府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。



低騒音舗装による騒音対策

<2016 年度の実績>

国道 170 号、大阪高槻京都線、京都守口線、大阪中央環状線等

【交通道路室 06-6944-9291】

■子ども施設地域共生応援事業【新規】

[9, 751 千円]

(目的)

保育所や幼稚園等の子ども施設に関する騒音苦情を未然に防止し、施設と地域との共生を目指すこと。

(内容)

子ども施設関係者向けに、音などの苦情を未然防止するための対策事例や、施設と地域のコミュニケーションのポイント等を取りまとめた「子ども施設環境配慮手引書」を作成するとともに、シンポジウム等による広報啓発を行い、施設と地域との共生を応援しました。



子ども施設環境配慮手引書

<2016 年度の実績>

- 有識者や関係団体の意見を踏まえて手引書を作成（2017 年 1 月）
- 府内の子ども施設(約 2,300)、市町村、関係団体等に手引書を配布。
- シンポジウム（ド-地ソタ-、約 300 人）を開催（2017 年 2 月 21 日）

【環境管理室 06-6210-9588】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド現象の緩和）

■クールスポットモデル拠点推進事業【新規】

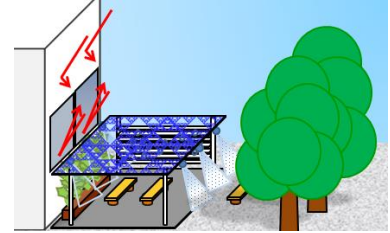
[7,505 千円]

（目的）

屋外空間における夏の昼間の暑熱環境の改善を図ること。

（内容）

府内におけるクールスポットの増加を目指し、モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業を民間事業者から公募し、地上部緑化や壁面緑化、遮熱フィルムやミスト発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。



クールスポット(イメージ)

〈2016年度の実績〉

モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を実施し、応募のあった2事業について、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて採択し、クールスポットを整備。

- ・SENRITO よみうり クールスポット事業（豊中市）
- ・あべのキューズモール クールスポット整備事業（大阪市）

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（悪臭の防止）

■ 悪臭防止規制指導に関する市町村支援

[53 千円]

（目的）

悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。

（内容）

市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。

そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得を支援しました。

なお、近年の悪臭苦情は工場から発生する単一の匂い物質のほか、飲食店等から発生する様々な匂い物質が入り混じったいわゆる複合臭の事例が多いことから、これまでの特定悪臭物質規制に代わり、府民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい「臭気指数規制」を市町村が導入するよう、情報提供などの支援を実施しました。

〈2016年度の実績〉

- ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。
- ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。
- ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施（年1回）。



研修会での臭気測定の実習の様子

【環境管理室 06-6210-9581】

■ 地盤沈下対策に係る規制指導

[2,955 千円]

（目的）

地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。

（内容）

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。

また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計 15 か所の地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。



地盤沈下・地下水位観測所

〈2016 年度の実績〉

- 地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可の審査を行い、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。
- また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。

【参考】

- 地盤沈下量、地下水位の観測（15 か所）
- 工業用水法に基づく許可を受けている井戸の件数 77 件
- 地下水採取量報告徴収件数 1,404 件

【環境管理室】

[]内の数字は 2016（平成 28）年度決算額

IV 施策推進に当たっての視点

2016 年度の主な施策・事業と実績

良好な環境を支える都市構造への転換

■公共交通戦略に基づく CO₂ 排出負荷の低い公共交通への転換

[- 千円]

(目的)

自動車から CO₂ 排出負荷の低い公共交通への利用転換を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

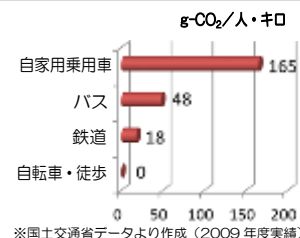
(内容)

2014 年 1 月策定された「公共交通戦略」の以下の 3 つの方向性の取組みを推進し、自動車から公共交通への利用転換を図りました。

- ①鉄道ネットワークの充実（広域拠点へのアクセス性の向上など）
- ②公共交通の利便性向上（利用者の視点にたった乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実、連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業による安全性の向上など）
- ③公共交通の利用促進（自動車交通が地球に与える影響や公共交通機関への転換について学ぶ交通環境学習、観光・商業・まちづくりなど、様々な主体と連携した取組みや啓発活動など）

<2016 年度の実績>

- ・戦略 4 路線の推進として、
なにわ筋線の検討会による検討の深度化
大阪モノレール延伸に向けた調査等
北大阪急行延伸の現地着手
を実施しました。
- ・連続立体交差事業として、南海高石連立の下り線高架切替完了や阪急（摂津）連立の都市計画決定を推進しました。
- ・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施しました。



交通手段別の CO₂ 排出量
(鉄道、バス移動の 1 人当
たり CO₂ 排出量は自動
車の約 1/9~約 1/4)

【交通道路室 06-6944-6779】

産業のグリーン化

■環境技術コーディネート事業

[458 千円]

(目的)

大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。

(内容)

(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所において、大阪府内の中小・ベンチャー企業によって開発された先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を行いました。



おおさかエコテック
ロゴマーク

(このロゴマークは、高い評価を受けた環境技術・製品に使用が認められます。)

<2016 年度の実績>

- 技術選定：4 件
- セミナー等：1 回
- 展示会出展：5 回
- メールマガジン発行：25 回

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)

環境関連産業の成長促進

■グリーンイノベーション関連企業立地促進事業

[28,104 千円]

(目的)

蓄電池、水素・燃料電池の普及拡大を促すとともに、大阪でのビジネス展開や企業立地等、関連産業の振興を図ること。

(内容)

2016年9月に「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス」を開催。国内外のキーパーソンによる最新の技術動向等に関する講演の他、大阪市（咲洲地区）に整備された「大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）」や、関西国際空港において実証運用が開始された燃料電池フォークリフト等、大阪の先進的な取組みを世界に向けて発信しました。

本カンファレンスの開催を契機にプロモーション活動を強化するため、参加企業や講師等とのネットワーク形成を通じた、大阪での実証プロジェクトの実施や、認証機能の構築等、大阪へのビジネス投資を誘導しました。



大型蓄電池システム試験評価施設（NLAB）



燃料電池フォークリフトの実証運用（関西国際空港）

<2016年度の実績>

- ・国際カンファレンス参加者数 293名
- ・大阪への誘致に向けて、5つの認証機関と連携協定を締結

【新エネルギー産業課 06-6210-9295】

地域主権の確立・広域連携の推進

■市町村への権限移譲における技術的支援

[ー 千円]

(目的)

府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪発地方分権改革ビジョン（2009年3月）に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。

(内容)

府から移譲する権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。



市町村職員を対象にした実務研修

<2016年度の実績>

- ・市町村連絡会議を開催（8回）
- ・研修会を実施（9回）
- ・市町村からの要望に応じ立入検査に同行（2回）
- ・サポートチームによる支援の実施

【環境管理室 06-6210-9581】

（目的）

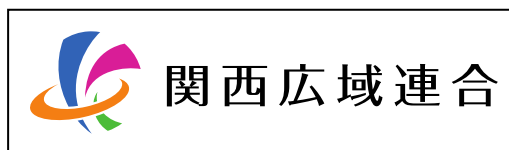
関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

（内容）

地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成等の推進」の取組みを新たに実施しました。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、省エネのはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車や燃料電池自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めました。

広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、カワウ対策検証事業や捕獲手法の開発検討を実施するとともに、「関西地域カワウ広域管理計画（第2期）」を策定しました。ニホンジカについても、モデル地域での効率的な捕獲のための研修を行いました。

関西広域連合第3期広域計画の改定（2017年度～2019年度）に合わせて、広域環境保全計画の改定に向けた各分野における検討を行いました。



関西広域連合シンボルマーク

＜2016年度の実績＞

広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。

＜温暖化対策＞

- ・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組みを実施しました。
- ・関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所は1,729事業所（2017年3月7日現在）となりました。
- ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞5件を選定しました。
- ・関西スタイルエコポイント事業について、ポイント付与対象商品・サービスは4社14件（2016年度末時点）となりました。
- ・写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図りました。

＜カワウ対策＞

- ・モニタリング調査を実施し、生息動向の把握（3回/年）を行うとともに、被害対策検証事業（3か所）や新規捕獲手法の開発検討を実施しました。
- ・「関西地域カワウ広域管理計画（第2期）」を策定しました。

＜ニホンジカ対策＞

- ・各府県市の被害情報を元に選定されたモデル地域3か所で、試行的捕獲を行い、効率的な捕獲のための研修を実施しました。

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

【環境管理室 06-6210-9586】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

【新エネルギー産業課 06-6210-9296】

【地域主権課 06-6941-1705】

[]内の数字は2016（平成28）年度決算額

V その他（共通的事項）

2016 年度の主な施策・事業と実績

環境影響評価制度の推進

■ 環境影響評価

[378 千円]

（目的）

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

（内容）

環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。



事業計画予定地現地調査

〈2016 年度の実績〉

環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価書の作成を指導し、また、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。

- ・ 指導を行った評価書
（仮称）淀川左岸線延伸部
- ・ 縦覧に供した事後調査報告書
東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計 4 事業

【環境管理室 06- 6210-9580】

環境監視・調査研究

■ 大気汚染常時監視

[123, 632 千円]

（目的）

府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。

（内容）

大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行いました。

微小粒子状物質（PM2.5）について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握しました（成分分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所により実施）。

長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施しました（分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所により実施）。

健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。

〈2016 年度の実績〉

- ・ 大気汚染常時監視局 28 局（国設局 2 局を含む）
- ・ 微小粒子状物質監視 26 局（国設局 2 局を含む）、成分分析 3 地点
- ・ 有害大気汚染物質モニタリング 7 地点
- ・ 石綿環境モニタリング 4 地点



大気汚染の自動測定機

【環境管理室 06-6210-9621】

■ 公共用水域常時監視

[52,176 千円]

(目的)

公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。

また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。

(内容)

河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。

地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。

環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。



河川の調査風景

<2016 年度の実績>

- ・河川(水質 57 地点、底質 29 地点)、
- ・海域(水質 15 地点、底質 15 地点)、
- ・地下水(概況調査 24 地点、継続監視調査 49 地点)
- ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質 7 地点、底質 2 地点、マクロベントス(底生生物) 2 地点)

【環境管理室 06-6210-9621】

■ ダイオキシン類常時監視

[16,769 千円]

(目的)

ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。

(内容)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握しました。



大気試料の採取風景

<2016 年度の実績>

大気 11 地点、河川水質・底質 26 地点、海域水質・底質 5 地点、
地下水質 10 地点、土壌 10 地点

【環境管理室 06-6210-9621】

■ 公害審査会の運営

[178 千円]

(目的)

公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行う機関である公害審査会を運営すること。

(内容)

公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく適法な調停申請があれば、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。

また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。



公害審査会全体会議
(年 2 回開催予定)

<2016 年度の実績>

2015 年度からの繰越	5 件
2016 年度 新規受付	6 件
終結	6 件
2017 年度への繰越	5 件

【環境管理室 06-6210-9574】

[]内の数字は 2016 (平成 28) 年度決算額

(参考)新環境総合計画の中期的目標と進捗状況

分野	環境総合計画に掲げた目標	目標値(2020年)	基準年又は目標設定時の状況		最新の状況		目標達成状況 ^{注1}	
			数値	年度	数値	年度		
低炭素	■温室効果ガス排出量[*]を2005年度比で7%削減する。^{注3} <small>※電気の排出係数は関西電力㈱の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定</small>	5,210万トン	5,605万トン	2005	5,494万トン	2015	28.1% ^{注2}	
循環	■資源の循環をさらに促進する。							
	【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。 ^{注4}	32万トン	39万トン	2014	38万トン	2015	14.3% ^{注2}	
	【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。 ^{注4}	37万トン	38万トン	2014	38万トン	2014	-	
	■リサイクル社会を実現する府民行動を拡大する。							
	リサイクル製品を購入する府民を倍増する。 ^{注5}	倍増	34.3%	2009	41.2%	2016	60.1%	
資源物 [*] を分別する府民を概ね100%にする。 ^{注5} <small>※ペットボトルや空き缶、古紙等</small>	100%	89.4%	2009	84.0%	2016	84.0%		
生物多様性	■生物多様性の府民認知度を70%以上にする。^{注5}	70%	16.9%	2008	17.5%	2016	25.0%	
	■生物多様性の損失を止める行動を拡大する。							
	活動する府民の割合を倍増する。 ^{注3注5}	倍増	6.0%	2014	1.1%	2016	9.2%	
	地域指定を新たに2,000ha拡大する。	鳥獣保護区	2,000ha増 (83,970ha)	12,801ha	2009	12,914ha	2016	99.9%
		保安林		16,388ha	2009	17,244ha	2016	
		府立自然公園		2,594ha	2009	3,541ha	2016	
		国定公園		16,498ha	2009	16,498ha	2016	
		近郊緑地保全区域		33,580ha	2009	33,580ha	2016	
		自然環境保全地域		38ha	2009	38ha	2016	
		緑地環境保全地域		32ha	2009	37ha	2016	
特別緑地保全地区		2ha		2009	3ha	2016		
自然海浜保全地区		22ha		2009	22ha	2016		
国・府指定天然記念物	15ha	2009	15ha	2016				
合計	81,970ha	2009	83,892ha (1,922増)	2016				

(参考)新環境総合計画の中期的目標と進捗状況

分野	環境総合計画に掲げた目標	目標値(2020年)	基準年又は目標設定時の状況		最新の状況		目標達成状況 ^{注1}
			数値	年度	数値	年度	
健康	■大気環境をさらに改善する。						
	NO ₂ の日平均0.06ppm以下の確実な達成と0.04ppm以上の地域の改善 ^{注6}	①0.06ppm未満 100% ②0.04ppm以上の 地域の改善 62%以下	①98%(99局 /101局) ②62%(62局 /101局)	2009	①100%(101局 /101局) ②19%(19局/101 局)	2016	①100% ②19%
	PM2.5の環境保全目標達成	達成率100%	数値なし		90.9%(50局/55局)	2016	90.9%
	光化学オキシダント濃度0.12ppm未満	0.12ppm以上の日数 0日	17日	2009	11日	2016	—
	■水遊びができ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境を改善する。						
	B類型のBOD基準3mg/lを満たす河川の割合を8割にする。	80%	63.8%	2009	82.7%	2016	103.4%
	■大阪湾を多種多様な生物が継続的に生息出来るようにする。						
	DO5mg/l以上(湾奥部は3mg/l以上)の達成	100%	58.3%	2009	25.0%	2016	25.0%
	藻場面積400haを目指す。	400ha	352ha	2009	365ha	2016	91.3%
	■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年より削減する。	2010年度排出量 (4,677トン)より削減	4,677トン	2010	4,151トン	2015	—

注1 目標達成状況は目標値に対する現状の達成率を記載。 計算式:達成率(%)=最新の状況/目標値×100

注2 計画策定時の状況を0%、達成を100%としたときの進捗率を記載。 計算式:進捗率(%)=(最新の状況-計画策定時の状況)/(目標値-計画策定時の状況)×100

注3 2014年度における複数年サイクル点検評価を受け、目標を変更。

注4 循環型社会推進計画策定に伴い、目標を変更(2016年度)。

注5 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等を変更。2016年度から質問内容を変更。

注6 0.04ppm以上の地域の改善は、全局のうち0.04ppm以上の測定局の割合で評価。

第3章 平成28年度に講じた施策事業の点検・評価シート(毎年度サイクル)

※「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。
 ※「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。
 ☆☆☆: 想定以上、☆☆☆: 想定どおり、☆☆: 想定以下(特に改善を要しない)、☆: 想定以下かつ要改善
 ※ 2015年度(平成27年度)の取組欄は平成27年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策(平成28年9月作成)より抜粋

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
I 府民の参加・行動											
1-1	環境情報の発信	継続	ホームページやメールマガジンを活用して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。	大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境イベント情報配信サービス」を配信しました。 最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進を図りました。	-	H28	・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件 【参考】2014年度実績 ・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」 配信件数 7件 ・エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 17万件	・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 10件 【参考】 ・エコギャラリー年間アクセス件数(主なページ) 16万件	☆☆	メールマガジンの配信は取組指標には届かなかったものの、2015年度の配信件数8件を上回りました。	今後もわかりやすいホームページの作成、内容の更新に努めるとともに、環境白書やパンフレット、関連イベントなどの各種媒体と関連付けながら、環境情報へのアクセスを効果的に増やす方法を検討していきます。
1-2	環境教育等の推進	継続	府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。	学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。	-	H28	各種出前講座等の実施	府庁で取り組む環境教育出前講座等の実施施策数:36施策(2015年度)	☆☆☆	概ね想定通り実施しました。	引き続き「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。
						H27	全庁で取り組む環境教育施策数 170施策	全庁で取り組む環境教育施策数 176施策(2014年度)	☆☆☆		
1-3	環境交流パートナーシップ事業	H28から新規	環境NPO等の活動の活発化や新たな活動の展開に向けた、交流機会の創出を図ること。	環境NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや、人材育成講座などを盛り込んだ交流会を実施しました。また、環境NPO等の登録やSNSによる団体活動等の情報発信を行いました。	2,074	H28	交流会の実施(4回)	交流セミナー、人材育成講座、環境教育研究会の3つのセミナーで構成する交流会を実施(4回)	☆☆☆	概ね想定通り事業を実施しました。	引き続き幅広い主体が参加する交流会を開催するとともに、登録団体向けの交流会も開催します。
						H27					
1-4	地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業	H28から新規	NPO等による、公益的施設(学校、保育所等)への共同発電の仕組みによる太陽光パネルの設置を支援し、団体の活動拡大を図ること。	府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光パネルを設置する共同発電の仕組みを活用して、その施設と連携した環境教育活動等を実施するNPO等に対し、設置費用の補助を行いました。	2,000	H28	公益的施設への太陽光パネル設置促進	公益的施設への太陽光パネル設置2件	☆☆☆	想定どおり設置しました。	引き続き太陽光パネルの設置を支援し、団体の活動拡大を図っていきます。
						H27					
1-5	笑働OSAKAの推進	継続	府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現すること。	笑働リサイクルプロジェクト※など企業活動の中で得られた収入の一部を活動支援金として府に寄付を受ける仕組みを確立し、地域で活動されている様々な協働事業の情報発信などへの活用を実施しました。	388	H28	笑働リサイクルプロジェクトについて、地域活動に取り組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取り組む。(2016年度の目標古紙回収量:約100トン)	地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元されました。(2016年度古紙回収実績:約69トン)	☆☆	アドプト・プログラムの制度導入から15年が経過し、これまで活動に参画いただいた全ての方に感謝するとともに、これからのアドプト・プログラムのあり方を考えるため、「大阪府アドプト・プログラムのあり方懇話会」(2017年2月14日)を開催し、有識者の意見を求める等、笑働OSAKAの取り組みを推進することができました。	引き続き、活動の推進に取り組めます。
				※笑働リサイクルプロジェクト:企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで企業が得た収入の一部が地域に還元される、地域支援も兼ねた新たな企業協働		H27	笑働リサイクルプロジェクトについて、地域活動に取り組む学生等による「クリーンサポーター」による古紙回収に取り組む。(2015年度の目標古紙回収量:約100トン)	地域活動に取り組む学生等の協力により古紙回収が実施され、得られた資金により笑働活動を通じて地域に還元された。(2015年度古紙回収実績:約83トン)	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
1-6	クラウドファンディングを活用した環境取組の推進	継続(H27は点検評価を実施せず)	「クラウドファンディング(CF)※」を通じてより多くの府民・NPO等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加できる社会を目指すこと。 ※「クラウドファンディング」ある「志」を持った人や団体に対する資金を、ネットを通じて多数の支援者から収集しプロジェクトを実現する手法。	環境活動や普及啓発イベントの実施に取組む企業・NPO等がCFによる資金調達と活動PRを行っていくことが出来るよう、CFプラットフォームを運営する事業者との環境分野でのCF普及に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組みに参加できるよう普及啓発を行いました。	-	H28	連携セミナー開催回数:1回 【参考】 2015年度 府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件 (2016年2月現在)	・2016年度 府が相談を受けて成立したプロジェクト数 1件(連携セミナーは開催せず)	☆☆	セミナーについては、予算上の都合等により目標を達成できませんでしたが、府が相談を受けて成立したプロジェクトは昨年度同様1件でした。	引き続きCFの普及啓発に取り組むとともに、より効果的な事業の推進方を検討します。
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築											
2-1-1	省エネ行動の普及啓発事業	継続	府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。	ホームページ『省エネ生活のすすめ』による積極的な情報発信に加え、イベントやセミナー等さまざまな機会を通じた啓発活動を実施しました。また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エコ診断」の普及促進に取り組むなど、広く府民に省エネ行動を働きかけました。	977	H28	家庭での省エネ・省CO ₂ の啓発の推進	エコイベント活動9回(2016年度) 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:4回	☆☆☆	府主催のイベント等において、広く府民に環境配慮行動の必要性和実践を呼びかけました。また、地球温暖化防止活動推進員に対して研修会を実施し活動を支援しました。	引き続き、府民一人ひとりの省エネ行動を働きかけていきます。
						H27	・家庭での省エネ・省CO ₂ の啓発の推進 ・エコアクションキャラクターを用いた環境啓発活動の実施	・イベント等での活動回数13回(2015年度) ・地球温暖化防止活動推進員に対する研修会の実施:1回	☆☆☆		
2-1-2	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく届出指導	継続	エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を行うこと。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定事業者(約900事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付けるとともに、2016年度から導入した、対策と削減状況を総合的に評価する「評価制度」を運用し、必要な指導・助言を行いました。また、他の模範となる特に優れた取組を行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰しました。	172	H28	特定事業者の温室効果ガス排出量を2015年度比1%削減	・特定事業者の約7割を占める、2015年度から2017年度までを計画期間とする事業者について、2015年度の温室効果ガス排出量の合計は、基準年度である2014年度と比較して2.5%削減 CO ₂ 排出削減量(2015年度):47.8万トン-CO ₂ ※実績報告書の届出期限が翌年度8月末であるため、2016年度実績は2017年9月以降に集計します。	☆☆☆☆ (2015年度のデータで評価)	届出指導、立入調査による助言等を行うことにより、想定以上に特定事業者の温室効果ガス排出削減を図ることができました。	きめ細やかな指導を行うとともに、「評価制度」により特定事業者の自主的な取組を促進し、引き続き温室効果ガス削減を進めます。
						H27	特定事業者の温室効果ガス排出量を2014年度比1%削減 【参考】条例に基づく実績報告書の届出対象事業者数約900事業者(2014年度)	・特定事業者の約7割を占める、2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までを計画期間とする事業者については、2014(平成26)年度の温室効果ガス排出量の合計は基準年度である2011(平成23)年度から7.3%削減(年平均2.4%削減) CO ₂ 排出削減量(2014年度):126.7万トン-CO ₂	☆☆☆☆ (2014年度のデータで評価)		
2-1-3	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の特定建築物を新築等しようとする者(特定建築主)に対し、CO ₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、10,000㎡以上の建築物(非住宅)を新築・増改築する場合に、省エネ基準への適合を義務付けています。また、特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標章(大阪府建築物環境性能表示)の表示の義務付けを行っており、これら必要な指導・助言を行いました。併せて他の模範となる特に優れた取組を行った建築物を、「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰しました。	1,488	H28	・CO ₂ 削減・省エネ対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進、計画書の届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数、10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率	・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数 大阪府:20件、堺市:4件 ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:100%、堺市:100%	☆☆☆	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」の改正について周知し、円滑に制度の推進をすることができました。また、表彰制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表彰制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組めます。
						H27	・CO ₂ 削減・省エネ対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進、計画書の届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数、10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率	・届出対象となる建築物における再生可能エネルギー設備の導入件数 大阪府:14件、堺市:5件、(大阪市:12件) ・10,000㎡以上の建築物(非住宅)における省エネ基準の適合率 大阪府:100%、堺市:100%、(大阪市:100%)	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-1-4	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に際しては、創エネ提案もしやすいよう工夫するとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型ESCOの手法等も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけました。併せて、建築物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を用いて、府内市町村や民間建築物へのESCO事業の普及促進を図りました。	843	H28	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2015年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(高等学校8校、警察署5署、府民センタービル2所、中河内救命救急センター) ・大阪府市町村ESCO会議の開催(年1回程度)	・4事業16施設(高等学校8校、狭山池博物館、警察署5署、府民センタービル2所)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2015年度事業者選定施設(高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	☆☆☆	概ね計画通りに実施できました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。
						H27	・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施 ・2014年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施(警察署8署、泉北府民センタービル) ・大阪府市町村ESCO会議の開催(年1回程度)	・4事業16施設(高等学校8校、中河内救命救急センター、警察署5署、府民センタービル2所)において新規公募を実施し、事業者を決定しました。 ・2014年度事業者選定施設(警察署8署、泉北府民センタービル)においてESCO改修工事を実施しました。 ・7月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催しました。	☆☆☆		
2-1-5	エコカーの普及促進	継続	2020年度までに大阪府内の自動車の2台に1台(約180万台)をエコカーにすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。	-	H28	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】 <2014年度実績> エコカー展示会・試乗会 2回 ホームページアクセス数 1.4万回 メールマガジン発行回数 15回 メールマガジン登録数 1,689名	・エコカー展示会・試乗会15回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.2万回 メールマガジン発行回数 23回 メールマガジン登録数 1,672名 【参考】府内におけるエコカー保有台数 97万台(2015年度)※2016年度台数は2017年12月確定予定	☆☆☆	「エコカー展示・試乗実施マニュアル」を活用し、市町村等におけるエコカー展示・試乗会の開催を促進しました。大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。	2020年度目標の達成に向け、引き続き、大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、エコカーの普及促進に努めます。
						H27	・エコカー展示会・試乗会の開催 ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信 【参考】充電設備:471基(府補助分95基) エコカー展示会・試乗会:10回(2013年度) メールマガジン配信:23回(2013年度)	・エコカー展示会・試乗会9回(市町村との連携による開催分を含む) ・ホームページやメールマガジンによる情報発信 ホームページアクセス数 1.0万回 メールマガジン発行回数 19回 メールマガジン登録数 1,911名 【参考】府内におけるエコカー保有台数 84万台(2014年度)	☆☆☆		
2-1-6	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	燃料電池自動車(FCV)や水素ステーション関連に高度な技術を有する企業が存在し、さらに多様な企業集積を誇る「大阪の強み」を活かし、水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図るとともに、次世代のクリーンなエネルギーとして注目されている水素エネルギーの普及を図ること。	「H ₂ Osakaビジョン(2015年度策定)」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進しました。 ・水素ステーションを活用したFCV及び水素ステーション構成機器の見学会、構成機器のコストダウンにつながる新技術ニーズ説明会を開催し、府内の中小企業等の関連産業への参入促進を図りました。	176	H28	・水素需要拡大に関する研究会の開催 13回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 8回	・H ₂ Osakaビジョン推進会議及び同会議の研究会などの開催 14回 ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 9回	☆☆☆	・2016年3月に策定した「H ₂ Osakaビジョン」に基づき、産学官が結集し、事業者間の交流・アイデア創出を図る場である、同ビジョン推進会議を設立しました。 ・同ビジョン会議に設置したFCバス及びFC船研究会を開催し、今後の普及に向けた課題等について検討しました。 ・府内3か所の水素ステーションにおいて、現地見学会を開催し、138企業等が参加しました。	・引き続き、H ₂ Osakaビジョンに基づく先進的な水素プロジェクトを創出するため、「H ₂ Osakaビジョン」推進会議、及び事業別研究会を運営します。 ・水素関連産業参入促進事業を継続し、府内の水素ステーション等で見学会を開催するとともに、新技術ニーズ説明会を行い、技術マッチングにつなげます。
						H27	・FCバス導入等による水素関連ビジネス創出・拡大に向けた検討会の開催 10回 ・水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会の開催 6回	・FCバス導入等による水素関連ビジネス創出・拡大に向けた検討会などの開催 12回 ・水素ステーションを活用した水素関連技術現地体験会の開催 1回	☆☆☆		
2-1-7	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。	大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 ・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイザー ・太陽光パネル設置普及啓発事業 ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング ・BEMS(ビルエネルギー管理システム)普及啓発事業 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)普及啓発事業	4,305	H28	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:56件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催5回、講演69回	☆☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組んだ結果、府民・事業者等からの相談712件について対応する等、府内の省エネ推進、創エネの普及拡大に貢献することができました。	引き続き、2014年3月に策定した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、エネルギーの地産地消を目指した様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施していきます。
						H27	再生可能エネルギーの普及拡大、省エネの促進	・府有施設の屋根貸し事業や省エネ診断などによる総マッチング件数:89件 ・省エネセミナーの開催・講演:主催3回、講演37回	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-1-8	下水熱普及促進のための調査事業	H28から新規	府域に賦存量が多い下水熱の利用促進を図ること。	府内の下水幹線の位置・流量・温度等、利用可能な下水熱の程度を容易に把握できる「下水熱ポテンシャルマップ」を作成し、ホームページ等で周知することで、民間事業者等に活用を働きかけました。	5,004	H28	下水熱ポテンシャルマップの作成	・下水熱ポテンシャルマップを作成しました。	☆☆☆	下水熱ポテンシャルマップを作成することにより、大阪府のどの地域でポテンシャルが高いかを把握することができ、下水熱利用設備導入の際に活用することができるようになりました。	業界団体や市町村に対して下水熱の利用を働きかけるとともに、デベロッパーや建設コンサルタントなどに周知を行うなど、導入促進を図る。
2-1-9	アドプトフォレスト制度による企業の森づくり	継続	企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。	大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結び、その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。	-	H28	事業者等の新たな参画を支援するとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。	新規参加事業者1社、活動地追加0社、協定更新事業者2社	☆☆☆	新規参加事業者がありました。また、2016年度に協定期間の満期を迎える2社の協定を更新し、活動継続の促進ができました。	事業者の参加の支援および参加事業者の活動継続・自立性の確保に努めます。
2-1-10	大阪府気候変動への適応策	継続(H27は点検評価を実施せず)	地球温暖化の進行に伴い、顕在化しつつある様々な影響を軽減する対策、いわゆる「適応策」を着実に進めていくこと。	2015年度にとりまとめた「大阪府域における気候変動の影響に対する適応策について(環境農林水産分野)」に加え、自然災害や健康等の分野の適応策について検討、とりまとめを実施するとともに、適応の基本的方向性の検討を行いました。	-	H28	「大阪府気候変動への適応策」のとりまとめ	・自然災害や健康等、7つの分野についての「適応に係る影響と施策」の検討を実施。 ・「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に適応を位置づけるために、「適応」の基本的方向性の検討を実施(2016年11月に大阪府環境審議会に諮問)。	☆☆☆	・府域における「適応策」の着実な推進に向け、実行計画に「適応」の基本的方向性を盛り込むための検討を進めることができました。	・実行計画の改定を行い、府の「適応計画」として位置づけます。 ・環境農林水産や自然災害など分野別の「適応策」をとりまとめた「施策集」を公表します。 ・「適応」に関する理解を深め、行動につなげるための普及啓発を行います。
II-2 資源循環型社会の構築											
2-2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2016年度に策定した大阪府循環型社会推進計画に定めた3Rや適正処理等に係る目標を達成すること(目標年度:2020年度)。	府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組みました。また、新たに設定した『成果を実感できる指標』を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みをさらに促進しました。	-	H28	計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。(2016年6月の循環型社会推進計画策定に伴い、取組指標を変更) ○一般廃棄物 2020年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を278万トンに削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させることで、最終処分量を32万トンに削減する。 ○産業廃棄物 2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させることで、最終処分量を37万トンに抑制する。 【参考】 ○成果を実感できる指標 ◆一般廃棄物 2014年度実績 ・1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量:515g/人日 ・生活系ごみ分別排出量:22.5% ・ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率:4.9% ・最終処分率:12.3% ◆産業廃棄物 2014年度実績 ・排出量から減量化量を除いた再生利用率:92.7% ・排出量から減量化量を除いた最終処分率:7.3%	・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 【参考】 ○一般廃棄物 2015年度実績 排出量 : 315万トン 再生利用率 : 13.8% 最終処分量 : 38万トン ○産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,517万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン ○成果を実感できる指標 ◆一般廃棄物 2015年度実績(速報値) ・1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量:513g/人日 ・生活系ごみ分別排出量:22.6% ・ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率:5.0% ・最終処分率:12.1%	☆☆☆	府内市町村等との間で行った課題や取組みに関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R(リデュース・リユース・リサイクル)、廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村において、食品ロスの削減やごみ減量の啓発、コンポストによる生ごみリサイクルの促進、リユース品の交換会等が実施され、府では「環境にやさしい買い物キャンペーン」でマイバックの利用、詰め替え商品の購入、量り売りの利用の啓発等を実施しました。一般廃棄物の排出量、最終処分量については、2014年度に比べ減少しています。また、成果を実感できる指標についても、1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量、最終処分率は2014年に比べ減少しています。	2016年6月に新たな計画を策定し、2020(平成32)年度の目標等を定め、新たな計画に掲げた施策を推進し、目標の達成に努めます。
						H27	計画に定める下記目標達成に向けて進行管理等を行います。 ・一般廃棄物 2015年度に一般廃棄物の排出量(事業系資源化量を含む。)を305万トンに削減するとともに、再生利用率を29%に向上させることで、最終処分量を35万トンに削減する。 ・産業廃棄物 2015年度に産業廃棄物の排出量を1,565万トンに抑制するとともに、再生利用率を35%に向上させることで、最終処分量を49万トンに抑制する。	・府内市町村の一般廃棄物の排出量、再生利用率等の状況の情報集約・公表 ・一般廃棄物 2014年度実績 排出量 : 318万トン 再生利用率 : 13.7% 最終処分量 : 39万トン ・施策事業の推進に係る情報交換のため、府内市町村及び産業廃棄物規制所管行政の連絡会議の開催 ・産業廃棄物排出事業者、同処理業者に対する適正処理の指導 ・建設業者に対し、廃棄物の適正処理、再資源化に関する説明会の実施 ・優良な産業廃棄物処理業者を認定・公表 ・産業廃棄物 2014年度実績 排出量 : 1,518万トン 再生利用率 : 31.8% 最終処分量 : 38万トン	☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。	府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。 2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。 「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」に向けた取組みを推進しました。	114	H28	認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回(10月、3月を予定)の認定を実施する。 【参考】2015年10月1日現在の認定製品数は268製品。	・認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展 ・新規申請者を増やすため、事業者や団体に対して制度の案内を行ったほか、メルマガの配信やちらしの開架、ポスター掲示の依頼など広報手段の拡大に向けて活動しました。 ・年2回の認定を実施(2017年3月1日現在の認定製品数は262製品)	☆☆☆	認定を行った74製品のうち、22製品をネクストとして認定を行うとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	・認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組みを推進します。
H27	なにわエコ良品の普及啓発・利用促進を図るとともに、年2回の認定を実施する。(認定申請受付は6月、11月(予定)) 【参考】2014年10月1日現在の認定製品数は270製品。	・認定製品について普及・PRするため、ホームページに掲載するとともに、環境関連イベント等に出展 ・年2回の認定を実施(2016年3月1日現在の認定製品数は272製品) ・環境審議会答申を踏まえ、より質の高いリサイクルを推進するため、『なにわエコ良品ネクスト』を導入するなど制度を改正(2015年11月)	☆☆☆☆								
2-2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第7期大阪府分別収集促進計画(2014～2018年度、2018年度目標:排出量44万トン・分別収集量34万7千トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めました。	107	H28	各市町村の分別収集の実施状況の把握及び府民向けウェブサイトでの公表 【参考】2013年度実績 分別収集量:16万6千トン	・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表 ・分別収集量:16万4千トン(2016年度速報値)	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画を推進しました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組めます。
H27	各市町村の分別収集の実施状況の把握及び府民向けウェブサイトでの公表 【参考】2012年度実績 分別収集量:16万8千トン	・府内市町村の容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量等の状況の情報集約・公表 ・分別収集量:16万8千トン(2015年度実績)	☆☆☆								
2-2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量化その他の処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。 事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。	-	H28	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2014年度公表状況 産業廃棄物処理計画 259件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 264件 特別管理産業廃棄物処理計画 88件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 87件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2016年度公表状況 産業廃棄物処理計画 220件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 233件 特別管理産業廃棄物処理計画 91件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をインターネットを利用した方法により速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。
H27	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。 【参考】2013年度年度公表状況 産業廃棄物処理計画 276件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 259件 特別管理産業廃棄物処理計画 99件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 98件	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表した。 【参考】2015年度公表状況 産業廃棄物処理計画 218件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 243件 特別管理産業廃棄物処理計画 97件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 105件	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-2-5	PCB廃棄物適正処理の推進	継続	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物を適正に保管するとともに、確実に適正な処理を推進すること。	PCB廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業(JESCO)が、近畿圏の拠点として大阪市此花区に大阪PCB処理事業所を建設し、2006年からトランス及びコンデンサの処理を行っています。2015年度からJESCO北九州PCB処理事業所で、小型コンデンサや安定器等の受け入れが始まりましたので、府内の事業場で保管されているものが早期に処理されるよう周知徹底を図りました。また、府が保有しているものについても、2015年度から計画的に処理を行っています。また、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、引き続き、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、PCB廃棄物を保管している事業場やPCBを含む機器を使用している事業場への立入検査の実施などにより、PCB廃棄物等の適正管理の徹底を図りました。また、中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、(独)環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担するPCB廃棄物処理費用を軽減しました。	142,786	H28	・府内におけるPCB廃棄物(現在、JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限定)の処理進捗率 2016年9月末:93%(2015年9月末現在:91%) (いずれもJESCOへの登録台数に占める割合) ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理 4トン (2015年度の実績 6トン)	・JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2017年3月末: 90% ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理 4.7トン	☆☆☆	高圧機器等の処理及び府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理は進捗しました。	・改正PCB特別措置法(2016年8月1日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・また、法改正により新たに対象となったPCB使用製品や保有が判明していないPCB廃棄物について、保有実態調査やポスター等を活用した掘り起こし等により府内のPCB保有実態を把握し、保有が判明したものは法に基づく届出等の指導を行います。
						H27	・府内におけるPCB廃棄物(現在、JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等に限定)の処理進捗率 2015年9月末:93%(2014年9月末現在:87%) (いずれもJESCOへの登録台数に占める割合) ・府保有の小型コンデンサ等の処理 6トン	・JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率 2016年3月末: 90% ・府保有(府庁別館保管分)の小型コンデンサ等の処理 6.1トン	☆☆☆		
2-2-6	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。	16,737	H28	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2016年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】不適正処理件数 310件(2014年度)	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2016年度実施実績 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 ・不適正処理件数 350件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は長期的に減少傾向にあります。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の着実な推進を図ります。
						H27	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・2015年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 【参考】不適正処理件数 286件(2013年度) 新規事案は年度内に75%以上解決	不適正処理件数 ・2015年度に対応した不適正処理事案は、継続事案と新規事案を合わせて289事案でした。 ・2015年度新規事案については、当該年度中に65%を解決しました。 ・継続事案についても、着実に取組みを行ってきた結果、解決が進んでいます。	☆☆☆		
2-2-7	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進に努めました。また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	114,154	H28	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進 会議等予定回数 年18回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 年12回 1,922検体 護岸被覆防食工事 68m 老朽化対策工事(排水路) 140m " (道路舗装) 245㎡	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等を行いました。(会議等:10回) ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。 環境調査 年12回 1,936検体 護岸被覆防食工事 63m 老朽化対策工事(排水路) 110m " (道路舗装) 100㎡	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進しました。 ・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。	・引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。
						H27	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進 会議等予定回数 年10回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 年12回 1,905検体 護岸被覆防食工事82.2m 老朽化対策工事(排水路) 160m " (道路舗装) 245㎡	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体等と連携し、次期計画の具体化に向けた取組み等、事業促進を図りました。(会議等:11回) ・堺第7-3区について、浸出水等が周辺環境へ影響を及ぼさないよう、排水処理施設及び水質改善設備の維持管理並びに水質の環境調査等を行いました。また、施設の老朽化に対応するため、護岸の被覆防食工事、雨水排水路及び道路舗装の改修工事、フェンスの維持補修等を行いました。	☆☆☆		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築											
2-3-1	天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川に生息する天然記念物種の保存法選定種の淡水魚イタセンバラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。	(地独)環境農林水産総合研究所の水生生物センターでは、センター内で生息域外保存しているイタセンバラを、2009年度から3回、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川に放流し、野生復帰を試みました。その結果、放流した成魚が繁殖し、野生での定着の可能性が高まっています。2016年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動を支援しました。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンバラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図りました。	469	H28	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人)	・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・2013年に公開放流を実施した水域において自然繁殖が継続していることを確認しました。 ・イタセンバラの観察会(1回実施)には99名、小中学校の出前授業(3回実施)では124名に生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(24回実施)に延約1,500名が参加しました。これらの取り組みが認められ、イタセンネットが「国連生物多様性の10年日本委員会」による連携事業に認定されました。	☆☆☆	イタセンバラの野生復帰の状態が引き続き維持され、野生復帰の取組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗るなど、十分な成果が得られました。	引き続き、放流群の自然での繁殖状況の確認等の調査研究、及び、府民を対象とした観察会の開催等、自然保護や生物多様性についての普及啓発を行います。
H27	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会(1回、110人)、出前講座(2回、100人)	・外来魚駆除の研究成果を用いて集中的に駆除を行った水域では、在来種の種類や個体数が急速に回復していることを確認しました。 ・2013年に公開放流を実施した水域において自然繁殖が継続していることを確認しました。 ・イタセンバラの観察会(1回実施)には69名、小中学校の出前授業(2回実施)では80名、出張展示(2回実施)では約430名に生物多様性の重要性を啓発しました。 ・市民ネットワークによるイタセンバラの野生復帰を支援する取り組み(17回実施)に延約1,400名が参加しました。これらの取り組みが認められ、イタセンネットが日本水大賞の環境大臣賞を受賞しました。	☆☆☆☆								
2-3-2	生物多様性保全のための普及啓発推進支援	継続	生物多様性に配慮した行動を社会に定着させるため、動物園、博物館、水族館などの施設でのイベント等を通じて、府民に対して生物多様性保全について幅広く普及啓発を行い、関心を高め、理解の向上を図ること。	博物館や水族館などの生物多様性関連拠点施設等と連携して、生物多様性保全の重要性についての統一PRを実施するなど、多様な主体が参画する生物多様性の普及啓発活動を行いました。実施にあたっては、身近な施設等での企業と連携した情報発信やワークショップの実施など、多様な主体が参画する効果的な取組みを進めました。	2,120	H28	・府域の重要な生態系を紹介するリーフレットの作成 ・統一PR参加団体 30団体	・府民向けの生物多様性普及啓発リーフレットの作成 ・統一PR参加団体 53団体	☆☆☆	・生物多様性の認知度向上のため、府民向けに生物多様性や府域の自然環境及び生物多様性関連施設を紹介するリーフレットを作成することができました。 ・生物多様性関連拠点施設等の多様な主体と連携し、発信の場を増やすことで、より生物多様性の認知度アップにつながる仕組みづくりができました。	ガイドブックのホームページでの配布等により一層の府民理解を進めます。
H27	・府域の重要な生態系を紹介するリーフレットの作成 ・検証のための環境教育実践研修 3件	・Aランク16か所を紹介するガイドブックを作成。 ・環境教育実践 3校。検証により、プログラムの一部改訂を実施。	☆☆☆								
2-3-3	農空間保全地域制度の推進	継続	生物多様性保全を含めた農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みを進めること。	「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することにより農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図りました。	96,228	H28	遊休農地等の保全・活用 80ha	遊休農地等対策 110.9ha	☆☆☆☆	自己耕作の再開や農地の貸し借りの推進により遊休農地の解消や遊休化の未然防止が進みました。	引き続き自己耕作の再開や農地の貸し借り等による遊休農地の解消や遊休化の未然防止に努めます。
H27	遊休農地等の保全・活用 80ha	遊休農地等対策 117.9ha	☆☆☆☆								
2-3-4	日本万国博覧会記念公園事業(市民参画型事業)	継続	万博記念公園の緑の保全と活用、花景観の創出、野生生物の生息調査などをNPO団体と協働して市民参画により実施し、生物多様性の社会への浸透を図ること。	NPO団体と協働し、園内花壇管理、森づくり・足湯運営、水質調査・野生生物生息調査等を実施することで、生物多様性の社会への浸透に取り組みました。	52,207	H28	・上記作業・調査・イベント等について、2014年度の活動実績と同程度の実績を上げること。 【参考】2014年度活動実績 ・園内花壇管理 6,525人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,769人(参加のべ人数) ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等 11,716人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 6,007人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 96人(参加のべ人数)	2014年度と同程度の活動を実施。 ・園内花壇管理 5,487人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 26,763人(参加のべ人数) ・竹林・田畑等の保全・管理 7,225人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 4,416人(参加のべ人数) ・ガイドボランティア養成 117人(参加のべ人数)	☆☆☆	前年度に比べて人数の増減はありますが、ほぼ同じ内容を実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。
H27	上記作業・調査・イベント等について、2013年度の活動実績と同程度の実績を上げること。 【参考】2013年度活動実績(旧(独)日本万国博覧会記念機構により実施) ・園内花壇管理 4,993人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,128人(参加のべ人数) ・竹林の保全・資源活用 6,910人(参加のべ人数) ・田畑・果樹園管理 7,002人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 4,625人(参加のべ人数) ・温室効果ガス削減活動等 7,947人(参加のべ人数)	・園内花壇管理 4,632人(参加のべ人数) ・森づくり・足湯運営 27,594人(参加のべ人数) ・竹林・田畑等の保全・管理 7,082人(参加のべ人数) ・水質調査、野生生物生息調査 3,948人(参加のべ人数) ・温室効果ガス削減活動等 4,463人(参加のべ人数)	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-3-5	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が所在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6,281	H28	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	・参加人数:1,772人/年 ・企業や府民による植栽面積:約1ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じて、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引続き支援に努めます。
					H27	・共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人 ・多様な自然環境の創出面積 約1ha	参加人数:1,618人/年 多様な自然環境の創出:1ha	☆☆☆			
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ~良好な大気環境を確保するために~											
2-4-1-1	大気汚染防止の事業所規制	継続	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、ばい煙(NOx、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。事業所に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設や排ガス測定結果の検査を行なうとともに、事業者の点検結果等を報告させることにより、適正な指導を行いました。また、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガスや燃料等の測定を実施しました。	1,795	H28	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象約1,300事業所のうち、700事業所に立入検査を実施。さらに、総量規制対象工場、ダイオキシン対象工場等に複数回の立入検査を行う。 【参考】2014年度の立入検査 964事業所(2015,2016年度の実績と集計方法が異なる)	・目標の700事業所に対して701事業所への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 6事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 1事業所	☆☆☆	立入検査の実施数においては、当初の目標どおり、700事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導を行いました。	大阪府所管の700事業所に年1回以上の立入検査を実施することで、引き続き排出基準等の遵守の徹底を図ります。
					H27	・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、違反している場合は速やかに改善するよう指導の徹底 ・大阪府所管対象約1,300事業所のうち、700事業所に立入検査を実施。さらに、総量規制対象工場、ダイオキシン対象工場等に複数回の立入検査を行う。 【参考】2013年度の立入検査 846事業所(2015,2016年度の実績と集計方法が異なる)	・目標の700事業所に対して807事業所への立入検査を実施 ・大規模排出事業所NOx測定 2事業所 ・使用燃料等測定 10事業所 ・ダイオキシン類排出濃度測定 2事業所	☆☆☆			
2-4-1-2	自動車NOx・PM総量削減計画の推進(計画の進行管理)	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、2013(平成25)年6月に策定した自動車NOx・PM総量削減計画[第3次]に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020(平成32)年度までに対策地域全体で二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成すること。	関係機関(関係市町、道路管理者等)と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、するつと交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進しました。併せて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、2015(平成27)年度目標の達成状況を検証しました。	9,806	H28	・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 ・2015(平成27)年度目標の達成状況の検証 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:13,170トン、PM:640トン(2014年度)	・NO2及びSPMIに係る大気環境基準を全監視測定局で達成(2016年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx:12,280トン、PM:600トン(2015年度) ※2016年度実績は2017年12月確定予定	☆☆☆ (一部、2015年度のデータで評価)	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、2015年度はNOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減していることを確認しました。環境審議会の答申を踏まえ、中小事業者等に対する取組支援や市町村との連携の強化の方針を決定しました。	2020年度目標の達成に向け、引き続き関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を推進します。
					H27	・NO2、SPMIに係る大気環境基準の全局達成 ・NOx・PMの排出量の把握 ・自動車環境対策の進捗状況等の検証 【参考】対策地域からのNOx・PM排出量 NOx:14,000トン、PM:680トン(2013年度)	・NO2に係る大気環境基準を全監視測定局で達成。SPMIに係る大気環境基準は一般局(67局)は全局で達成、自排局(34局)は33局で達成。(2015年度) ・対策地域におけるNOx・PM排出量の把握 NOx:13,170トン、PM:640トン(2014年度)	☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)			
2-4-1-3	流入車対策の推進	継続	府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NOx・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。	NO2・SPMIに係る環境基準の継続的・安定的な達成を図るため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内37市町の対策地域を着発地として運行を行う者は、自動車NOx・PM法で定める排ガス基準を満たすトラック・バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする流入車規制を推進しました。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。	28,662	H28	・立入検査での検査台数5,000台(バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】ステッカー134万枚交付(2015年10月末現在の累計)、立入検査台数:6,223台(2015年4月~11月) 命令・公表:34件(2015年11月末現在)	ステッカー交付枚数80,468枚(累計※1,450,136枚) 立入検査:110回4,792台を検査(累計※707回、約47,200台) 命令・公表:0件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2015年度:0.7%) <参考>命令・公表34件(2016年度末累計※) ※2008年度以降	☆☆☆	運送事業者や荷主等の協力により規制の効果が発現していると考えられます。非適合車の流入車の割合が大幅に低下し環境負荷が低減されてきたことから、ステッカーの表示義務をはじめ役割を終えた義務を緩和するため条例を改正しました。また、立入検査の結果に基づき非適合車の使用者等に対し指導を行い、対策を推進しました。	今後とも、事業者等への立入検査・指導等の充実に努めるとともに、事業用自動車(緑ナンバー)と比較し非適合車率の高い家用自動車(白ナンバー)への対策を強化します。また、「非適合車ゼロ宣言」を掲げ流入車規制周知のための取組みを強化します。
					H27	・立入検査での検査台数5,000台(バス駐車場、卸売市場、トラックターミナル、建設工事現場等で実施) 【参考】ステッカー125万枚交付(2014年10月末現在の累計)、立入検査台数:5,660台(2014年4月~11月) 命令・公表:34件(2014年11月末現在)	ステッカー交付枚数 81,282枚(累計1,369,668枚) 立入検査:146回、7,889台を検査(累計597回、約42,400台) 命令・公表:0件 他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2014年度:0.8%) 【参考】命令・公表34件(2015年度末累計)	☆☆☆☆			

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-1-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	183	H28	・VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,200トン／年(2013年度)	・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 VOC届出排出量 2015年度 9,800トン／年 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2016年度 のべ945回	☆☆☆	工場・事業場に対し、排出量の把握や緊急時削減計画等を通じて、排出抑制を行うことができました。	引き続き、光化学スモッグ発令時に被害未然防止のため府民への周知を行い、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行います。
H27	・VOCの排出抑制 【参考】VOC届出排出量 10,900トン／年(2010年度) 10,400トン／年(2011年度) 10,000トン／年(2012年度)	・VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導 【参考】VOC届出排出量 2015年度 9,800トン／年 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請 2016年度 のべ945回	☆☆☆								
2-4-1-5	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討	継続	PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局を整備して連続測定を行い、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。	府管理の測定局26局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握しました。また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合に注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信する体制を整備・運用しました。さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行いました。	11,772	H28	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:20局、自排局:6局、うち成分分析地点:3地点)	・微小粒子状物質の濃度の連続測定 府所管局26局(国設局2局を含む)で通年実施(うち、一般局20局、自排局6局) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回実施)	☆☆☆	府管理26局で年間通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内3地点で成分分析を行いました。また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実にしながら、濃度が高くなると予測される場合、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。また、効果的な削減対策を進めるために、発生源寄与の解明に取り組みます。
H27	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(府管理 一般局:20局、自排局:6局、うち成分分析地点:3地点)	・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備 自動測定機による連続測定(府管理26局、うち一般局20局、自排局6局) PM2.5の一層質の高い測定データの把握・蓄積を図り、国の指針に基づく注意喚起を的確に実施するため、自動測定機を一般局1局で増設。(国設大阪局は、国が認定機器に更新) ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握(成分分析) 府内3地点(年4回測定)	☆☆☆☆								
2-4-1-6	府有施設吹付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。	283,266	H28	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を326か所実施	・アスベスト除去対策工事を3施設にて実施 ・空気環境測定を312か所実施	☆☆☆	アスベスト除去対策工事を3施設にて実施し、空気環境測定は312か所実施しました。	引き続きアスベスト除去工事及び空気環境測定を行っていきます。
H27	・アスベスト除去対策工事を7施設にて実施 ・空気環境測定を381か所実施	・アスベスト除去対策工事(設計含む)を6施設にて実施(1施設はアスベスト未含有のため工事実施せず) ・空気環境測定を313か所実施	☆☆☆								
2-4-1-7	アスベスト飛散防止対策等の推進及び石綿健康被害救済促進事業	継続	府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。また、アスベストが原因で中皮腫や肺がん等の疾病に罹患した被害者の救済のための基金への拠出を行うこと。	アスベストの飛散防止対策を強化するため、建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等への立入検査を実施しました。また、解体現場等でアスベストの敷地境界濃度を迅速に把握するため簡易測定を行いアスベスト飛散防止の徹底を図りました。特に「アスベスト飛散防止推進月間」と位置付けている6月と12月に解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施し、12月には石綿飛散防止の重要性を訴えるため、関係団体・市町村と大阪府「みんなで防止!! 石綿飛散」推進会議を開催し、徹底した周知を行う等、重点的な取組みを行いました。アスベスト健康被害者の救済のため、2006年2月に制定された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、(独)環境再生保全機構に創設された石綿健康被害救済基金に対し、国・他都道府県・事業者とともに拠出しました。	45,380	H28	・届出対象解体現場等への全数立入検査 ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上工事における公定法による測定(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。) ・小規模の工事における迅速な測定 ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催 【参考】届出152件、立入検査等612件(2014年度) ・救済制度の円滑な運用 【参考】救済基金への拠出47,000千円(2014年度)	・届出対象解体現場立入件数 220件(届出121件の内82件) ※周辺に住居等が無い臨海部を除き、全数立入を実施。 ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 408件 ・迅速測定件数 22件 ・石綿健康被害救済基金に44,570千円を拠出 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。	☆☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未満の解体現場等へも建設リサイクル法の届出情報を利用して立入検査を計624件実施しました。また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト キックオフ宣言)の連名者の増加を図り、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	
H27	・届出対象解体現場等への全数立入検査 ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査 ・測定義務があり、かつ実作業7日以上工事における公定法による測定 ・小規模の工事における迅速な測定 ・法、条例改正に伴うセミナー等の開催 【参考】届出140件、立入検査等566件(2013年度) ・救済制度の円滑な運用 【参考】救済基金への拠出47,000千円(2013年度)	・届出対象解体現場立入件数 224件(届出127件の内105件) ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等への立入検査件数 363件 ・迅速測定件数 26件 ・石綿健康被害救済基金に47,000千円を拠出 ・6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」、12月に『大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議』を開催。	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～良好な水環境を確保するために～											
2-4-2-1	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。	2012年2月に策定したCOD、T-N、T-Pに係る第7次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。併せて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水の実態等について、調査の実施や関係情報の収集・整理を行い、第8次計画の策定に向けた検討を進めました。	573	H28	・2015年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量(2013年度) COD 60トン/日、T-N 59トン/日、T-P 3.6トン/日	2015年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2015年度) COD 48トン/日、T-N 47トン/日、T-P 3.0トン/日	☆☆☆	大阪湾に流入する負荷量が削減されたことを把握できました。	引き続き、負荷量の削減に向けた取組みを進めるとともに、負荷量の把握を行います。
H27	・2014年度の発生負荷量を把握する。 【参考】COD、T-N、T-Pの発生負荷量(2012年度) COD 62トン/日、T-N 59トン/日、T-P 3.7トン/日	2014年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を実施 (2014年度) COD 57トン/日、T-N 58トン/日、T-P 3.4トン/日	☆☆☆								
2-4-2-2	水質汚濁防止の事業所規制	継続	水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、BOD(水質汚濁の代表的な指標)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	5,180	H28	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数: 963件、試料採取・分析件数: 360件(2014年度) うち58件について改善を指導	・排水基準や構造基準が適用される事業場等の全てに対して、採水または立入検査をのべ703回実施(試料採取・分析件数: 300件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(32事業場)のうち12事業場(のべ13か所)で、総量採水検査を実施	☆☆☆	当初の目標どおり、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。
H27	・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施 ・総量規制基準が適用される事業所のうち排水量が多い15事業所に、24時間採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施 【参考】工場・事業所立入件数: 963件、試料採取・分析件数: 360件(2014年度) うち58件について改善を指導	・排水基準が適用される事業場や構造基準が適用される事業場等に対して、採水または立入検査をのべ805回実施(試料採取・分析件数: 321件) ・総量規制で連続測定が義務づけられる事業場(32事業場)のうちのべ15事業場(のべ15か所)で、総量採水検査を実施	☆☆☆								
2-4-2-3	生活排水対策事業	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	186	H28	・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 10回 【参考】生活排水適正処理率95.0%(2014年度末)	・生活排水適正処理率が2015年度末で95.2%と前年度より0.2ポイント上昇 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 4回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 18回	☆☆☆ (一部、2015年度のデータで評価)	生活排水適正処理率が向上し、イベントへの出展や街頭啓発の実施回数は目標を達成できました。	生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。
H27	・生活排水処理率の向上 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 7回 【参考】生活排水処理率94.6%(2013年度末)	・生活排水適正処理率が2014年度末で95.0%と前年度より0.4ポイント上昇 ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回 ・イベントへの出展や街頭啓発の実施回数 16回	☆☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)								
2-4-2-4	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	8,229	H28	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 51基設置(11市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 55基設置(5市にて実施)	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。
H27	・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市	個人設置型浄化槽 72基設置(11市町村にて実施) 市町村設置型浄化槽 73基設置(5市にて実施)	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-2-5	大阪湾の再生に係る関係機関との連携	継続	大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより大阪湾の再生を目指すこと。	大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。 [大阪湾再生行動計画の主な施策] ○陸域負荷削減(総量規制、生活排水対策) ○海域環境改善(藻場造成、くぼ地修復) ○モニタリング(水質常時監視、大阪湾水質一斉調査、生き物一斉調査) また、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。 さらに、大阪府環境審議会からのあり方答申を踏まえて、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更し、計画に基づき施策を推進しました。	1,480	H28	・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握 【参考】2015年度の水質一斉調査には36の機関が参加し、陸域も含めると525地点で調査を実施 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展(ワークショップ「チリメンモンスターを探そう! ※」等) 【参考】2015年度のイベントへの出展回数 12回 ※「チリメンモンスターを探そう!」は、チリメンジャコに混ざっているカタクチイワシ以外の様々な生き物を探し出し、生物の多様性を知ることを通じて、大阪湾の環境保全の重要性を学ぶワークショップです。 ・「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の変更・推進 大阪府環境審議会からのあり方答申を踏まえた計画の変更・推進	・常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視22地点、一斉調査553地点) ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 9回 ・2016年10月31日に「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更。	☆☆☆	大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・出展により大阪湾の環境保全に関する大阪府計画について啓発できました。 ・「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。
2-4-2-6	大阪湾漁場環境整備事業	継続	貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。	岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図りました。また、2014・2015年度に設置した整備済み工区(岸和田市北部)で、栄養塩の巻き上げ、溶存酸素濃度の改善、底質の硫化物濃度の改善効果などを把握しました。	37,042	H28	攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、1haの漁場環境整備を実施。	攪拌ブロック17基を岸和田市沖(岸和田南漁場)に設置し、0.68haの漁場環境整備を実施	☆☆	国内示額減につき、予定の基数には満たないものの、ほぼ計画どおり実施できました。	引き続き調査を行い、造成漁場の整備効果を把握します。
2-4-2-7	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しました。また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	32,446,102	H28	・下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.6%(2014年度末現在) 施設整備内容 水処理(高度処理)整備 1か所(28,500m ³ /日) 合流式の改善 1か所	・下水道普及率の向上 【参考】下水道普及率95.8%(2015年度末現在) 南大阪湾岸流域中部水みらいセンター 水処理(高度処理)を整備中。 太平ポンプ場 合流式の改善(沈砂池ドライ化)完成。	☆☆	財源等の問題もあり施設整備に遅れを生じていますが、現有施設運転の工夫などにより対応しています。	引き続き、下水道普及率の向上に取り組めます。
2-4-3-1	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	317	H28	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数1,614件(2014年度) 条例に基づく届出件数1,340件(2014年度) 環境リスクの高い化学物質の届出排出量11,300トン(PRTR法対象物質4,362トンを含む)(2013年度実績)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,579件、条例1,318件 ・環境リスクの高い化学物質の届出排出量10,800トン(PRTR法対象物質4,151トンを含む)(2015年度実績)	☆☆☆ (一部、2015年度のデータで評価)	・PRTR法及び府条例の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し、指導・助言を行うことにより、化学物質の排出削減に向けた事業者の取組みを一層促進しました。	引き続き、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び府条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。
						H27	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。 【参考】PRTR法に基づく届出件数1,636件(2013年度) 条例に基づく届出件数1,364件(2013年度) 環境リスクの高い化学物質の届出排出量11,000トン(PRTR法対象物質4,481トンを含む)(2012年度実績)	・排出量等の届出件数: PRTR法1,591件、条例1,346件 ・環境リスクの高い化学物質の届出排出量11,700トン(PRTR法対象物質4,333トンを含む)(2014年度実績)	☆☆☆ (一部、2014年度のデータで評価)		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
2-4-3-2	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書を、2014年度から3年間で、段階的に届出を求めました。届出対象の事業所に対し、説明会での制度周知や立入検査等を通じた管理計画書の作成・届出に係る指導、助言を行いました。さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策手法や事例等について情報提供を行うことにより対策の検討・実施を促進しました。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。	-	H28	・化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導・助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を促進 【参考】 ・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 162件(2014年度)、167件(2015年度)	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数: 153件(2014年度から2016年度までの累計: 482件) ・管理計画の進捗状況: 2015年度に届け出られた167事業所のうち、151事業所(全体の90%)で概ね計画どおりに対策が進捗	☆☆☆	・説明会の開催等を通じた制度の周知、立入検査等を通じた管理計画書の作成・届出に係る指導、助言により、対象事業所すべてから管理計画書が届出され、大規模災害に備えた環境リスクの低減対策を推進する事業者の体制が整いました。	・届出された計画の進捗状況を把握するとともに、立入検査等により対策の実施を指導します。さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策の検討・実施を働きかけます。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、市町村消防部局に対し、事業者の化学物質取扱情報を提供します。
H27	・化学物質管理計画書の作成・届出に係る指導・助言を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を促進	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する管理計画書の届出件数: 167件 ・管理計画の進捗状況: 2014年度に届け出られた161事業所(1事業所は廃止)のうち、147事業所(全体の91%)で概ね計画どおりに対策が進捗	☆☆☆								
2-4-3-3	大阪エコ農業の推進	継続	農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和が取れた農業経営面に留意した大阪エコ農業を推進すること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進し、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対し、交付金支払による支援を実施しました。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所にて、病虫害防除に関する研究等を行いました。(環境に貢献する取組みの例) ・カバークロープの作付け(水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする) ・有機農業の普及(生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う) ・飛ばないテントウムシや捕食性カブリダニ類などの天敵活用(農薬使用量の低減を図る)	22,895	H28	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加	認証面積: 556.7ha(23.7ha増加) 認証件数: 4,664件	☆☆☆	大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。	引き続き環境負荷の軽減した技術の啓発に努めます。
H27	大阪エコ農産物栽培面積 10ha増加 (H27年度目標 530ha) ※「おおさか農政アクションプラン」最終年度2016年度)目標540haにむけ、毎年10ha増加	認証面積: 533ha 認証件数: 4,491件	☆☆☆								
2-4-3-4	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めました。	317	H28	・化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】化学物質対策セミナー 1回開催(449人参加)(2014年度)	・化学物質対策セミナー開催: 1回(372人参加)	☆☆☆	・化学物質対策セミナーにおいて、リスクコミュニケーションに関する講演及び事例発表を行い、リスクコミュニケーションの重要性等について事業者の理解を深めることができました。	・引き続き、化学物質対策に関するセミナー等の開催により、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。
H27	・化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。 【参考】化学物質対策セミナー 1回開催(483人参加)(2013年度)	・化学物質対策セミナー開催: 1回(425人参加)	☆☆☆								
2-4-3-5	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。	342	H28	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】形質変更届出件数: 48件(2014年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主): 11件(2014年度)	土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	今後も引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。
H27	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 【参考】形質変更届出件数: 48件(2014年度) 調査結果報告件数(法・条例・自主): 11件(2014年度)	土壌汚染状況調査・対策が適切に行われるよう土地の所有者等に対し指導を行いました。また有害物質を使用している事業場に対して、土壌・地下水汚染の未然防止策について指導しました。 【参考】 ・形質変更届出件数: 48件 ・調査結果報告件数(法・条例・自主): 19件	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進											
3-1	「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進	継続	「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けた取組の一つとして、市街地中心部や駅前等の多くの府民や来阪者の目に触れる場所で良好な緑陰空間および府民が憩える緑化空間の創出等を図るため、民間事業者等が主体となったみどりのまちづくりの促進を図ること。また、道路など公共空間と沿線民有地を一体的に緑化し海と山をつなぐみどりの軸線を形成する「みどりの風促進区域」において、企業・地域住民による街区等単位の緑化を進め、みどりの軸線の充実を図ること。	実感できるみどりづくりのため、 ・緑化施設の整備とあわせて、周辺地域の企業・住民に緑化活動と呼びかける緑化促進活動に取り組む民間事業者を、「実感・みどり事業者」として認定。 ・「実感・みどり事業者」が実施する緑陰空間や府民が憩える緑化空間の整備及び街区単位での企業・府民連携による緑化を促進。 また、「みどりの風促進区域」においては、 ① 企業・住民等で街区・沿道単位での緑化プランを策定し沿線民有地等の緑化促進 ② 民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)等による緑化誘導 ③ 既存の河川・道路事業による公共緑化により、緑化を促進しました。	-	H28 ・みどりの風促進区域での緑化推進(樹木による緑化、大型プランター緑化等) 「グリーンストリート支援事業」9か所実施 ・みどりを実感できる緑化促進 高木による緑陰の創出 100本程度	みどりの風促進区域での緑化推進 ・7か所 133本の樹木植栽等を実施 実感できるみどりづくり事業実施 ・3地区 2,874㎡(接道部延長545m)の樹木植栽を実施	☆☆☆	グリーンストリート支援事業による促進区域内において民有地緑化を実施し、9か所の予定に対し7か所実施。実感できるみどりづくり事業では、予定以上に樹木植栽ができた。全体として、概ね緑化促進活動を推進することができた。	引き続き、みどりの風促進区域の緑化推進に協力的な企業の支援も得ながら、事業の周知、PRIに努め、グリーンストリート支援事業により、波及効果や緑視効果の高い緑化拠点の整備を行い、地域住民・民間企業の緑化意欲のさらなる普及・拡大に努める。また、引き続き建築物の敷地内緑化促進制度を運用し、優れた取組みへの顕彰を実施する。	
H27	・みどりの風促進区域での緑化推進(樹木による緑化、大型プランター緑化等) 「グリーンストリート支援事業」4か所実施	みどりの風促進区域内での緑化推進 ・民有地緑化実施か所 2015年度 11地区において、57本の樹木植栽等を実施	☆☆								
3-2	子育て施設の内装の木質化の推進	継続	保育所や幼稚園の子育て施設の床や壁といった内装の木質化を進めることで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用を促進し、木質化の効果をPRすること。	内装の木質化を実施する幼稚園及び認可保育所(認定こども園を含む)に対して補助を行いました。子どもの育成環境に良い効果を与え、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図るとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な森林環境の保全につながります。	67,933	H28 子育て施設の内装木質化 30園	森林の大切さや木材に対する理解を深める木育の促進 ・合計38施設を木質化。	☆☆☆	合計38施設を木質化し、木質化運動を推進することができました。	保育所や幼稚園などの子育て施設の内装木質化を推進し、子どもの育成環境の向上、木材利用の拡大等に努めます。	
H27	一園一室木質化運動の推進 保育所6園 子育て施設の内装木質化 6件	保育所6園、子育て施設6施設の内装木質化	☆☆☆								
3-3	府道緑化事業	継続	都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、良好な状態に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。	劣化による倒木や、道路構造との不適合により根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹について都市基盤整備中期計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、道路構造との不適合等から優先順位を設定し、樹木更新を実施しました。また、火災の際の近隣への延焼防止機能を期待した街路樹の再整備を行い、良好な道路環境の創出に努めました。	834,628	H28 街路樹の更新・補植 高木:802本 低木:1,583本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。(植栽本数)高木:426本、低木:約9,800本	☆☆☆	想定どおり樹木更新作業を含めた植栽工事・維持管理作業により、良好な道路環境の創出が実施できました。	今後も引き続き、取組みを継続します。	
H27	街路樹の更新・補植 高木:673本 低木:5,163本	主に重要路線における街路樹の樹木更新を含めた植栽工事、維持管理業務を行いました。(植栽本数)高木:436本、低木:約19,000本	☆☆☆								
3-4	美しい景観づくり推進事業	継続(H27は点検評価を実施せず)	「大阪府景観計画」等に基づく規制誘導や府民・事業者・行政等との会議、景観資源の情報発信等により府内の景観の向上を図ること。	「大阪府景観計画」に基づく規制や、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の運営、景観資源を再発見し国内外に大阪の魅力を発信する「ビュースポット景観形成」の取組み等を行いました。また、景観上優れた建物等を顕彰する「大阪まちなみ賞」を、建築関係団体等の協賛を受け、大阪市および建築関係団体と共同で行いました。	348	H28 「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催	・大阪美しい景観づくり推進会議では、総会と座談会等を実施し、竹内街道周辺におけるまちづくりの取組みの案内を行いました。 ・ビュースポット景観形成の取組みとして、外国人を対象としたビュースポットツアーやイベントでの情報発信等を行いました。	☆☆☆	年度当初に予定していた内容を実施し、景観に対する意識の醸成を図りました。	今後も引き続き、取組みを継続します。	
H27											
3-5	指定文化財等の保全・活用と次世代への継承	継続(H27は点検評価を実施せず)	大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心をはぐくむこと。	大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。また、永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。	10,989	H28 ・文化財指定、登録の推進 6件 ・文化財保存修理等補助事業 10件	・文化財指定、登録の推進 55件(指定4、登録51) ・文化財保存修理等補助事業 13件	☆☆☆☆	文化財指定、登録では想定を大きく上回る成果を得ることができました。補助事業についても想定以上の成果を得ました。	引き続き指定、登録を推進し、修理等の補助事業を実施することにより、文化財の保存に努めます。	
H27											

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
3-6	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図りました。また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に対策の推進を働きかけました。 さらに、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	11,208	H28	・自動車騒音調査 10町村域について実施 ・大阪国際空港周辺における航空機騒音の測定(通年測定:3地点、短期測定:2地点)、関西国際空港周辺における航空機騒音の測定(短期測定:2地点) ・市町村研修会 年間3回開催 【参考】自動車騒音に係る環境基準の達成率 2014年度:94.2% 2013年度:93.7% 2012年度:93.6%	・自動車騒音調査について10町村域で実施 【参考】幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は横ばい(2015年度 94.1%(評価戸数870千戸)) ・航空機騒音の測定について 大阪国際空港周辺では、5地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点全てで環境保全目標を達成 ・市町村研修会 年間3回開催	☆☆☆	幹線道路沿道における環境保全目標の達成率は、緩やかな改善傾向。航空機騒音の環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関に対策を働きかけました。	引き続き環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。
						H27	・自動車騒音調査 10町村域について実施 ・大阪国際空港周辺における航空機騒音の測定(通年測定:3地点、短期測定:2地点)、関西国際空港周辺における航空機騒音の測定(短期測定:2地点) ・市町村研修会 年間3回開催 【参考】道路交通騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2013年度)	・自動車騒音調査については10町村域で実施 ・幹線道路沿道における環境保全目標の達成率が向上(2014年度 94.2%) ・航空機騒音の測定について、 大阪国際空港周辺では、5地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 関西国際空港周辺では、2地点のうち、2地点で環境保全目標を達成 ・市町村研修会 年間3回開催	☆☆☆		
3-7	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	[252,216]	H28	予定路線:国道170号、大阪中央環状線 等	国道170号、大阪高槻京都線、京都守口線、大阪中央環状線等	☆☆☆	2016年度は6.5万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	今後も引き続き、取組みを継続します。
						H27	路線:国道170号、府道大阪中央環状線 等	排水性舗装の施工実績 5.0万㎡(2015年度)	☆☆☆		
3-8	子ども施設地域共生応援事業	H28から新規	保育所や幼稚園等の子ども施設に関する騒音苦情を未然に防止し、施設と地域との共生を目指すこと。	子ども施設関係者向けに、音などの苦情を未然防止するための対策事例や、施設と地域のコミュニケーションのポイント等を取りまとめた「子ども施設環境配慮手引書」を作成するとともに、シンポジウム等による広報啓発を行い、施設と地域との共生を応援しました。	9,751	H28	・手引書の作成、配布 ・パンフレットの作成、配布 ・シンポジウムの開催	・有識者や関係団体の意見を踏まえて手引書を作成(2017年1月) ・府内の子ども施設(約2,300)、市町村、関係団体等に手引書を配布。 ・シンポジウム(ドンセンター、約300人)を開催(2017年2月21日)	☆☆☆☆	・府内の子ども施設には、概要版のパンフレットでなく手引書を配布し、確実に周知しました。 ・複数のメディアにとりあげられる等、多くの反響がありました。 ・シンポジウムは、幅広く広報した結果、施設関係者以外に、自治体、建築士、府民が参加し、アンケートでは回答者の9割が高く評価するなど、施設と地域との共生を考える機運を醸成できました。	引き続き、子ども施設、市町村、建築士など関係者への啓発を実施します。
						H27					
3-9	クールスポットモデル拠点推進事業	H28から新規	屋外空間における夏の屋間の暑熱環境の改善を図ること。	府内におけるクールスポットの増加を目指し、モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業を民間事業者から公募し、地上部緑化や壁面緑化、遮熱フィルムやミスト発生器等の整備に係る費用の補助を行いました。	7,505	H28	新たなクールスポットを創出	モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を実施し、応募のあった2事業について、大阪府環境・みどり活動促進部会における審査を踏まえて採択し、クールスポットを整備。 ・SENRITOよみうりクールスポット事業(豊中市) ・あべのキューズモール クールスポット整備事業(大阪市)	☆☆☆	公募を実施した2事業について、新たなクールスポットの整備が完了しました。	・モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業の公募を継続して実施します。 ・本事業で整備されたクールスポットモデルを活用し、府内のクールスポットの創出に繋げていきます。
						H27					
3-10	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続(H27は点検評価を実施せず)	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるように市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得を支援しました。なお、近年の悪臭苦情は工場から発生する単一の匂い物質のほか、飲食店等から発生する様々な匂い物質が入り混じったいわゆる複合臭の事例が多いことから、これまでの特定悪臭物質規制に代わり、府民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい「臭気指数規制」を市町村が導入するよう、情報提供などの支援を実施しました。	53	H28	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。 ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施(年1回)。	☆☆☆	市町村職員対象の研修会を開催(35市町村参加)し、9割の参加者が「参考になった」と内容を評価するなど、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	今後も引き続き、規制権限を持つ市町村への技術的支援の取組みを継続します。
						H27					

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
3-11	地盤沈下対策に係る規制指導	継続(H27は点検評価を実施せず)	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可に係る審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計15か所の地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	2,955	H28	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) 【参考】工業用水法に基づく許可を受けている井戸の数 76件(2014年度末) ・地下水採取量報告徴収対象件数 1,991件(2014年度末)	・地盤沈下の未然防止のため、工業用水法に基づく許可に係る審査を行うほか、地下水の採取量について報告の徴収を行いました。また、地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。 【参考】 ・地盤沈下量、地下水位の観測(15か所) ・工業用水法に基づく許可を受けている井戸の数 77件 ・地下水採取量報告徴収件数 1,404件	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。
IV 施策推進に当たっての視点											
4-1	公共交通戦略に基づくCO ₂ 排出負荷の低い公共交通への転換	継続	自動車からCO ₂ 排出負荷の低い公共交通への利用転換を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。	2014年1月策定された「公共交通戦略」の以下の3つの方向性の取組みを推進し、自動車から公共交通への利用転換を図りました。 ①鉄道ネットワークの充実(広域拠点へのアクセス性の向上など) ②公共交通の利便性向上(利用者の視点にたった乗継ぎ時の移動負担の軽減や情報案内の充実、連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業による安全性の向上など) ③公共交通の利用促進(自動車交通が地球に与える影響や公共交通機関への転換について学ぶ交通環境学習、観光・商業・まちづくりなど、様々な主体と連携した取組みや啓発活動など)	-	H28	・戦略4路線の推進(なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸) ・連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業の推進 ・交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施	・戦略4路線の推進として、なにわ筋線の検討会による検討の深度化 大阪モノレール延伸に向けた調査等 北大阪急行延伸の現地着手を実施しました。 ・連続立体交差事業として、南海高石連立の下り線高架切替完了や阪急(摂津)連立の都市計画決定を推進しました。 ・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施しました。	☆☆☆	おおむね想定どおり、施策を実施した。	引き続き、施策の実施に努める。
H27	・戦略4路線の推進(なにわ筋線、西梅田十三新大阪連絡線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸) ・連続立体交差事業、鉄道施設耐震事業の推進 ・交通環境学習や利用促進キャンペーンの実施	・戦略4路線の推進として、なにわ筋線の検討会による検討の深度化 大阪モノレール延伸の事業化の意思決定 北大阪急行延伸の都市計画決定及び軌道法特許取得を実施した。 ・連続立体交差事業として、南海高石連立の2016年春の下り線高架切替に向けた事業推進等を実施した。 ・利用促進キャンペーンとして、交通安全ファミリーフェスタ等のイベントに参加し、啓発活動を実施した。	☆☆☆								
4-2	環境技術コーディネート事業	継続	大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所において、大阪府内の中小・ベンチャー企業によって開発された先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じてその普及を行いました。	458	H28	・おおさかエコテック技術評価 5件 ・セミナー開催・展示会出展等 4回 ・メールマガジンの発行 25件	技術選定:4件 セミナー等:1回 展示会出展:5回 メールマガジン発行:25回	☆☆☆	中小企業支援機関との連携等により、4件の環境技術・製品が「おおさかエコテック」に選定されました。また、びわ湖環境ビジネスメッセやENEX(東京)等の発信力の高い展示会へ11事業者に出展の機会を提供するなど、おおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援していきます。	引き続き中小企業支援機関等との連携のもと、メールマガジン・ホームページ・展示会など様々な媒体の活用によっておおさかエコテック選定技術・製品の普及を支援していきます。
H27	・おおさかエコテック技術評価 5件 ・セミナー開催・展示会出展等 3回 ・メールマガジンの発行 40件	技術選定:6件 セミナー等:2回 展示会出展:3回 メールマガジン発行:26回	☆☆☆								
4-3	グリーンイノベーション関連企業立地促進事業	継続(H27は点検評価を実施せず)	蓄電池、水素・燃料電池の普及拡大を促すとともに、大阪でのビジネス展開や企業立地等、関連産業の振興を図ること。	2016年9月に「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンス」を開催。国内外のキーパーソンによる最新の技術動向等に関する講演の他、大阪市(咲洲地区)に整備された「大型蓄電池システム試験評価施設(NLAB)」や、関西国際空港において実証運用が開始された燃料電池フォークリフト等、大阪の先進的な取り組みを世界に向けて発信しました。本カンファレンスの開催を契機にプロモーション活動を強化するため、参加企業や講師等とのネットワーク形成を通じた、大阪での実証プロジェクトの実施や、認証機能の構築等、大阪へのビジネス投資を誘導しました。	28,104	H28	・国際カンファレンス参加申込数300名程度 ・大阪への認証機関等(電池関連)の誘致1件以上	・国際カンファレンス参加者数 293名 ・大阪への誘致に向けて、5つの認証機関と連携協定を締結	☆☆☆	世界の蓄電池、水素・燃料電池、スマートコミュニティに関するリーダーを招聘し、欧米の環境規制、業界動向、先進的な取組事例などを議論。大阪圏の潜在力や認証の重要性等を共有。 ・大阪の中小企業の技術力の展示や講師及び参加者によるネットワークミーティングを開催し、新たなネットワークの構築やビジネス展開の支援を行った。	国際カンファレンスで構築した海外とのネットワークを活かし、最新のビジネス情報や人的ネットワークが得られる場を提供し、中小企業や異分野からの新規参入を促すとともに、国内外へのビジネス展開につなげる。
H27											

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
4-4	市町村への権限移譲における技術的支援	継続	府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪府地方分権改革ビジョン(2009年3月)に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。	府から移譲する権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受け入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行いました。	-	H28	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	・市町村連絡会議を開催(8回) ・研修会を実施(9回) ・市町村からの要望に応じ立入検査に同行(2回) ・サポートチームによる支援の実施	☆☆☆	研修会等の実施、サポートチームによる人的支援を行いながら、スムーズな権限移譲とフォローができました。	既に規制権限等の移譲を受けている市町村に対しては、法令研修に加え事例研修やグループワーク等により具体的なフォローを行います。また、新たに移譲を受け入れる市町村についてはガイダンスや研修生の受け入れなどによりスムーズな権限移譲に努めます。
H27	市町村を対象にした技術的支援 ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施 ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ ・実務研修の実施(5回程度) ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行(10回程度)	・市町村連絡会議を開催(5回) ・研修会を実施(10回) ・勉強会を実施(5回) ・市町村からの要望に応じ立入検査に同行(3回) ・サポートチームによる支援の実施 ・大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る「深夜営業規制事務」を枚方市及び寝屋川市へ権限委譲する(2016年4月)ため、ガイダンスを実施。	☆☆☆								
4-5	関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全)	継続	関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。	地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成等の推進」の取組みを新たに実施しました。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、省エネのはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、関西スタイルのエコポイント事業や電気自動車や燃料電池自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めました。広域的に移動し被害が問題となっているカワウについて、カワウ対策検証事業や捕獲手法の開発検討を実施するとともに、「関西地域カワウ広域管理計画(第2期)」を策定しました。ニホンジカについても、モデル地域での効率的な捕獲のための研修を行いました。 関西広域連合第3期広域計画の改定(2017年度～2019年度)に合わせて、広域環境保全計画の改定に向けた各分野における検討を行いました。	13,551	H28	(温暖化対策) ・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルのエコポイント事業等を実施する。 ・電気自動車や燃料電池自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図る。 (生態系の保全) ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討やモデル地域での実践を行う。	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みを進めました。 (5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組みを実施しました。 ・関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所は1,729事業所(2017年3月7日現在)となりました。 ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞5件を選定しました。 ・関西スタイルエコポイント事業について、ポイント付与対象商品・サービスは4社14件(2016年度末時点)となりました。 ・写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図りました。 (カワウ対策) ・モニタリング調査を実施し、生息動向の把握(3回/年)を行うとともに、被害対策検証事業(3か所)や新規捕獲手法の開発検討を実施しました。 ・「関西地域カワウ広域管理計画(第2期)」を策定しました。 (ニホンジカ対策) ・各府県市の被害情報を元に選定されたモデル地域3か所で、試行的捕獲を行い、効率的な捕獲のための研修を実施しました。	☆☆☆	概ね計画通り、各分野における広域的な取組みが進められました。	引き続き、広域環境保全計画に基づき、各取組みを推進していきます。
H27	・関西エコスタイルキャンペーン及び関西スタイルエコポイント事業等を実施する。 ・電気自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車の普及促進を図る。 (生態系の保全) ・カワウ対策検証事業の効果検証を行い、地域毎の被害対策の推進につなげる ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行う。広域的な捕獲体制の検討やモデル地域での実践を行う。	広域環境保全計画に基づき、下記分野について取組みが進められました。 (温室効果ガス削減) ・5月1日から10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組みを実施しました。 ・関西広域連合内のエコオフィス宣言登録事業所は1,710事業所(2015年度末現在)となりました。 ・関西エコオフィス宣言事業所の中から優れた取組みを募集し、特に優れた取組みに対して、関西エコオフィス大賞1件、同奨励賞4件を選定しました。 ・関西スタイルエコポイント事業について、ポイント付与対象商品・サービスは4社13件(2015年4月1日時点)となりました。 ・電気自動車充電マップの更新、写真コンテストの開催などにより、EVの普及促進対策を図りました。 ・カーボン・オフセット制度を「関西広域連合委員会」に導入し、委員会開催に伴い排出される温室効果ガスを「実質的にゼロ」にするなどクレジットの広域活用を推進しました。 (カワウ対策) ・モニタリング調査(104か所×3回、うち大阪府内11か所)を実施。 ・被害対策の効果検証・新規捕獲手法の調査を実施(岸和田市)。 ・地域住民の自立した被害対策について、現地指導を実施(4か所。うち、堺市1か所)。被害対策の事例集を作成。 (ニホンジカ対策) ・各府県市の被害情報等を元に、モデル地域(3地域、うち1地域は大阪府豊能地域)を選定し、効率的な手法の検討会を実施。 ・イノシシ被害防止マニュアルを製作。	☆☆☆								

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
V その他(共通的事項)											
5-1	環境影響評価制度	継続	環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めました。	378	H28	・環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導 【参考】2014年度に縦覧を行ったアセスメント図書 8事業	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価書の作成を指導しました。 また、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・指導を行った評価書(仮称)淀川左岸線延伸部 ・縦覧に供した事後調査報告書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計4事業	☆☆☆	事業者が作成するアセスメント図書等について、事前に指導を行いわかりやすい図書になるよう適切に指導するとともに、縦覧を行いました。	今後引き続き、わかりやすいアセスメント図書を作成するよう事業者に対し指導するとともに準備書等の審査を適切に行います。
						H27	・環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に対する事業者への適切な指導 ・方法書及び準備書について審査し、環境保全の見地からの知事意見を述べる 【参考】2013年度に縦覧を行ったアセスメント図書 5事業	環境影響評価法の対象事業について、環境影響評価準備書を審査し、環境保全の見地からの知事意見を述べました。 また、事後調査計画書の作成について事業者を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認しました。 ・知事意見を述べた環境影響評価準備書(仮称)淀川左岸線延伸部 ・縦覧に供した事後調査計画書 東部大阪都市計画都市高速鉄道京阪電気鉄道京阪本線(寝屋川市・枚方市) ・縦覧に供した事後調査報告書 東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業等、計6事業	☆☆☆		
5-2	大気汚染常時監視	継続(H27は点検評価を実施せず)	府域の大気の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を委託し、大気汚染状況を継続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行いました。 微小粒子状物質(PM2.5)について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握しました(成分分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施しました(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)。 健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視しました。	123,632	H28	・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析3地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視局28局(国設局2局を含む) ・微小粒子状物質監視26局(国設局2局を含む)、成分分析3地点 ・有害大気汚染物質モニタリング7地点 ・石綿環境モニタリング4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。 また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。 さらに、高濃度時には、光化学スモッグ予報・注意報の発令や微小粒子状物質に係る注意喚起を行います。	
						H27					
5-3	公共用水域常時監視	継続(H27は点検評価を実施せず)	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 地下水質の常時監視(概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。 環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	52,176	H28	・河川(水質57地点、底質29地点)、 ・海域(水質15地点、底質15地点)、 ・地下水(概況調査24地点、継続監視調査49地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	・河川(水質57地点、底質29地点)、 ・海域(水質15地点、底質15地点)、 ・地下水(概況調査24地点、継続監視調査49地点) ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)	☆☆☆	測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。	水質汚濁防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視します。 また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。
						H27					

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	決算額(千円)	2016年度(H28年度)の取組 ※下段は2015年度(H27年度)の取組				自己点検・評価 課題	改善策・今後の方向性
						年度	取組指標	実績(取組指標に対する結果)	進捗		
5-4	ダイオキシン類常時監視	継続(H27は点検評価を実施せず)	ダイオキシン類について、府域の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府域の汚染状況を把握しました。	16,769	H28	大気11地点、河川水質・底質26地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	大気11地点、河川水質・底質26地点、海域水質・底質5地点、地下水質10地点、土壌10地点	☆☆☆	計画に基づき、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(水底の底質を含む。)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視します。 また、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。
						H27					
5-5	公害審査会の運営	継続(H27は点検評価を実施せず)	公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害にかかる紛争について調停、あっせん、仲裁を行う機関である公害審査会を運営すること。	府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく適法な申請があれば遅延なく調停委員会を設置して調停手続を進め、迅速かつ適正な解決を図りました。 また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	178	H28	・公害紛争処理法に基づく適法な申請があれば迅速かつ適正な解決を図る。 【参考】(2015年度) 2014年度からの繰越 8件 2015年度 新規受付 4件 終結 7件 2016年度への繰越 5件	2015年度からの繰越 5件 2016年度 新規受付 6件 終結 6件 2017年度への繰越 5件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく適法な申請に対して、迅速な解決を図ることにより、2016年度の終結事件6件の内、4件が成立という結果になりました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善を目指します。
						H27					

<巻末資料>

環境保全目標

環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。

1 大気汚染

項目	目標値	対象地域
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレ	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること	
ダイオキシン類	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	府内全域

(注) 1 二酸化窒素、微小粒子状物質（1日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
- ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。

ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

2 水質汚濁

① 健康項目（河川、海域、湖沼等）

項 目	目 標 値	対 象 水 域
カドミウム	0.003 mg/L 以下	全 公 共 用 水 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	
ほう素	1 mg/L 以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

②生活環境項目

ア 河川

類 型 利用目的 の適応性 項 目		AA	A	B	C	D	E
		水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	工業用水3級 環境保全
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下	6.0以上 8.5以下
	生物化学的酸素 要求量(BOD)	1 mg/L以下	2 mg/L以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	8 mg/L以下	10 mg/L以下
	浮遊物質 (SS)	25 mg/L以下	25 mg/L以下	25 mg/L以下	50 mg/L以下	100mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上	2 mg/L以上
	大腸菌群数	50 MPN /100mL以下	1,000 MPN /100mL以下	5,000 MPN /100mL以下	—	—	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする					

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 6 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 7 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類 型 項 目	水生生物の生息状況の適応性	目 標 値			対象水域等
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

イ 海 域

項目	類型	A	B	C
	利用目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	環境保全
目標値	水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2 mg/L以下	3 mg/L以下	8 mg/L以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5 mg/L以上	5 mg/L以上	2 mg/L以上
	大腸菌群数	1,000 MPN/100mL以下	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと	—
対象水域等		対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする		

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。
 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL以下とする。
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 4 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 5 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	目標値		対象水域等
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下	

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値			対象水域等
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

(注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

区分	河川水域名	範 囲	該当類型	
			BOD等	水生生物保全
淀川水域	淀川下流(1)	(宇治川合流点から長柄橋まで)	B	生物B
	淀川下流(2)	(長柄橋より下流)	C	生物B
	船橋川	(全 域)	B	生物B
	徳谷川	(全 域)	B	生物B
	檜尾川	(全 域)	B	生物B
	天野川	(奈良県界より下流)	B	生物B
	芥川(1)	(京都府界から臨塚橋まで)	AA	生物A
	芥川(2)	(臨塚橋より下流)	A	生物B
	水瀬川	(全 域)	A	生物A
	神崎川	(安威川、猪名川を除く神崎川)	B	生物B
猪名川水域	天竺川	(全 域)	B	生物B
	安威川上流	(茨木市取水口より上流)	A	生物A
	安威川下流(1)	(茨木市取水口から大正川合流点まで)	A	生物B
	安威川下流(2)			
	安威川下流(3)	(大正川合流点より下流)	B	生物B
	佐保川及び茨木川	(全 域)	A	生物B
	大正川	(全 域)	A	生物B
	勝尾寺川	(全 域)	A	生物B
	猪名川上流	(箕面川合流点より上流)	A	生物B
	猪名川下流(2)	(蕨川分岐点から蕨川合流点まで)	D	生物B
	箕面川(1)	(箕面市取水口より上流)	AA	生物A
	箕面川(2)	(箕面市取水口から兵庫県界まで)	A	生物B
	余野川	(全 域)	A	生物A
	千里川	(全 域)	A	生物B
	田尻川	(兵庫県界より上流)	A	生物A
	一庫・大路次川	(京都府界から兵庫県界まで)	A	生物A
	山辺川	(全 域)	A	生物A
寝屋川水域	寝屋川(1)	(住道大橋より上流)	B	生物B
	寝屋川(2)	(住道大橋より下流)	D	—
	恩智川	(全 域)	C	生物B
	古川	(全 域)	D	—
	第二寝屋川	(全 域)	D	—
	平野川分水路	(全 域)	D	—
	平野川	(全 域)	D	—
大阪市内河川	大川	(大川全域及び城北川全域)	B	生物B
	堂島川	(全 域)	B	生物B
	土佐堀川	(全 域)	C	生物B
	道頓堀川	(全 域)	B	生物B
	正連寺川	(全 域)	B	生物B
	六軒家川	(全 域)	B	生物B
	安治川	(全 域)	B	生物B
	尻無川	(全 域)	B	生物B
	木津川	(全 域)	B	生物B
	木津川運河	(全 域)	B	生物B
	住吉川	(全 域)	B	生物B
	東横堀川	(全 域)	B	生物B

区分	河川水域名	範 囲	該当類型		
			BOD等	水生生物保全	
大和川水域	石川	(全 域)	B	生物B	
	千早川	(全 域)	A	生物B	
	天見川	(全 域)	A	生物B	
	石見川	(全 域)	AA	生物A	
	飛鳥川	(全 域)	C	生物B	
	梅川	(全 域)	A	生物B	
	佐備川	(全 域)	B	生物B	
	大和中流	(桜井市初瀬取入口から浅香山まで)	C	生物B	
	大和川下流	(浅香山より下流)	D	生物B	
	東除川	(全 域)	C	生物B	
	西除川(1)	(狭山池流出端より上流)	B	生物B	
	西除川(2)	(狭山池流出端より下流)	D	—	
	泉州諸河川	石津川	(全 域)	D	—
		和田川	(全 域)	C	生物B
大津川上流		(泉大津市高津取水口より上流)	B	生物B	
大津川下流		(泉大津市高津取水口より下流)	C	生物B	
牛滝川		(全 域)	B	生物B	
松尾川		(全 域)	B	生物B	
横尾川		(全 域)	B	生物B	
父鬼川		(全 域)	A	生物B	
春木川		(全 域)	D	—	
津田川		(全 域)	E	—	
近木川上流		(稲谷川合流点より上流)	B	生物B	
近木川下流		(稲谷川合流点より下流)	D	—	
見出川		(全 域)	E	—	
佐野川		(全 域)	E	—	
樫井川上流		(兎田橋より上流)	B	生物B	
樫井川下流		(兎田橋より下流)	E	—	
男里川		(全 域)	A	生物B	
金熊寺川		(全 域)	A	生物B	
兎砥川	(全 域)	A	生物B		
山中川	(全 域)	A	生物B		
番川	(全 域)	A	生物B		
大川	(全 域)	A	生物B		
東川	(全 域)	A	生物B		
西川	(全 域)	A	生物B		

(注) 「—」は類型指定がされていないことを表す
平成29年1月27日改定

(別表つづき)

○海 域

・COD等5項目

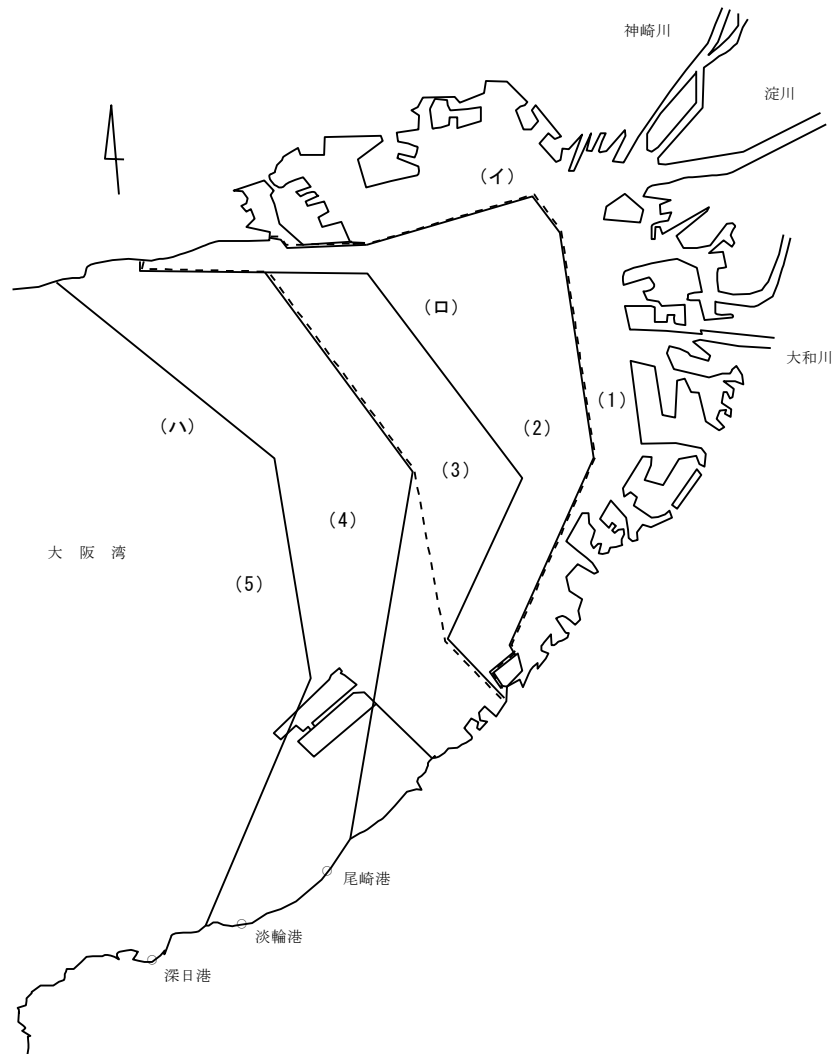
水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(1)	C
大阪湾(2)	B
大阪湾(3)	A
大阪湾(4)	A
大阪湾(5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C

・全窒素、全りん

水域類型指定	
水 域	該当類型
大阪湾(イ)	IV
大阪湾(ロ)	III
大阪湾(ハ)	II

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、
いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲
まれた海域をいう。

大阪湾水域類型



(注) - - - は全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域を表す。

・全亜鉛等 3 項目

水域類型指定	
水域	該当類型
大阪湾(全域。ただし、大阪湾(イ)～(ニ)に係る部分を除く。)	生物 A
大阪湾(イ)	生物特 A
大阪湾(ロ)	生物特 A
大阪湾(ハ)	生物特 A
大阪湾(ニ)	生物特 A



③ 特殊項目

ア 河川

項目	対象水域 上水道水源水域	その他の水域 (水域類型C以上の河川)
フェノール類	0.005 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅	0.05 "	0.05 "
溶解性鉄	0.3 "	1.0 "
溶解性マンガン	0.05 "	1.0 "
全クロム	0.05 "	1.0 "
アンモニア性窒素	0.1 "	1.0 "
陰イオン界面活性剤	0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質	検出されないこと	検出されないこと

イ 海域

項目	対象水域 大 阪 湾 (3) (4) (5)	大 阪 湾 (2)	大 阪 湾 (1) 尾崎港、淡輪港、深日港
フェノール類	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅	0.02 "	0.02 "	0.02 "
溶解性鉄	0.1 "	0.2 "	0.5 "
全クロム	1.0 "	1.0 "	1.0 "
陰イオン界面活性剤	0.1 "	0.1 "	0.1 "

④ 底質

ア 河川

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg/kg	全公共用水域
水 銀	25 mg/kg	"
ダイオキシン類	150 pg-TEQ/g	"

イ 海域

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg/kg	全公共用水域
水 銀	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日環水管第119号水質保全局長通知)に定める基準に該当しないこと	"
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	"

3 地盤環境

① 地盤沈下

項目	環境保全目標	対象地域
地 盤 高	地盤沈下を進行させない	府内全域

② 地下水質

項 目	目 標 値	対 象 地 域
カドミウム	0.003 mg/L以下	府 内 全 域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L以下	
六価クロム	0.05 mg/L以下	
砒素	0.01 mg/L以下	
総水銀	0.0005 mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	
チウラム	0.006 mg/L以下	
シマジン	0.003 mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	
セレン	0.01 mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	
ふっ素	0.8 mg/L以下	
ほう素	1 mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下	

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が0.0005 mg/Lを超える検体数が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする(昭和49年12月23日付け環水管第182号)。

③ 土壌汚染

項 目	目 標 値	対象地域
カ ド ミ ウ ム	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地において米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること	府内全域
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと	
有 機 り ん	検液中に検出されないこと	
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
六 価 ク ロ ム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること	
砒 素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること	
総 水 銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと	
P C B	検液中に検出されないこと	
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること	
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること	
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下であること	
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること	
チ ウ ラ ム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること	
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること	
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること	
ベ ン ゼ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
セ レ ン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること	
ふ っ 素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること	
ほ う 素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること	
ダ イ オ キ シ ン 類	土壌 1 g につき 1,000pg-TEQ 以下であること	

(注) 1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

4 騒音・振動

① 環境騒音

ア 一般地域

地域の類型	目 標 値		対 象 地 域
	昼 間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域（AA に該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	目 標 値	
	昼 間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

目 標 値	
昼 間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

② 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

② 航空機騒音

地域の類型	目 標 値	対 象 地 域
I	57 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。 ただし、次に掲げる地域を除く。 1 関西国際空港及び八尾空港の敷地 2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であつて、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	62 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

③ 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目 標 値	対 象 地 域
I	70 デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75 デシベル以下	地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注)「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面を表示する地域を含む。)をいう。

④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、その他の飛行場騒音、振動、低周波音

項 目	目 標 値	対 象 地 域
鉄 軌 道 騒 音 (新幹線鉄道を除く)	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
建 設 作 業 騒 音		
その他の飛行場騒音*		
振 動		
低 周 波 音		

*…航空機騒音に係る環境基準の適用を受けない飛行場騒音を対象とする。